第５７回「上海ＩＰＧ」会合

日時 :２０１２年３月１５日(木)14：00～18：00

場所:上海龍之夢麗晶大酒店　4 階　Ball RoomA

「上海 IPG ピックアップ講座」

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
　皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところお集まり頂きまして、どうもありがとうございます。ただ今より、第 57 回上海 IPG 会合を始めさせていただきます。
　それでは、4 つのワーキング・グループ（以下、「WG」という）から、2011 年度活動のご報告を頂戴いたします。最初は農薬 WG の活動について、グループ長の荒井様からご講演頂きます。荒井様よろしくお願いします。

【講演①】

【テーマ】「農薬 WG　2011 年度活動報告」
【講　師】日曹達貿易（上海）有限公司　董事・総経理　荒井　良昌氏

皆さんこんにちは。只今ご紹介に預かりました、日本曹達の荒井と申します。それでは 2011 年度、農薬 WG 活動報告をご説明したいと思います。
　まず、農薬 WG の簡単な歴史ですが、2007 年 6 月に石原産業、クミアイ化学、住友化学、日産化学、日本農薬、日本曹達の計 6 社で結成されております。
　つぎに WG の会合の開催状況ですが、2007 年度が 5 回、2008 年度からは毎年 6 回ずつ、IPG の総会の前後に開催しております。後で説明しますけれど、年に 1 回は日本の農薬工業会の方から会合の方に参加して頂くことになっております。
　また農薬 WG が日本の工業会の国際委員会で、農薬 WG の活動を報告するということも行っております。農薬 WG と日本農薬工業会の関係でございますが 2008 年度から、日本農薬工業会 JCPA の国際委員会と中国の知財権保護活動に関する業務提携をいたしております。なお、毎年、WG の活動費用として 150 万円を日本農薬工業会の方からの活動費として頂いております。
　2011 年の農薬 WG の活動で御座いますが 3 つの柱で活動を行いました。
　1 つ目は展示会における知財権侵害調査、及び現場執行ということです。2011 年 11 月に福建省の厦門市で行いました。本日は、この展示会における知財権侵害調査及び現場執行について焦点を当てて、お話をしたいと思います。
　それから 2 番目としましては、毎年、年 2 回、地方当局との協同プロジェクトということで真贋判別セミナーと、その日のうちに市場検査巡回をして摘発を行っております。去年度は 11 年 5 月に遼寧省の東港市 AIC、それから先週ですが、12 年の 3 月に、湖南省の常徳で、長沙から車で 2 時間半ぐらいの所にありますが、AIC と農業局に対して真贋判別セミナーと市場検査巡回を行っております。
　それから、3 番目としまして東北地方にジャムスという黒竜江省の都市がございますけども、そこの農薬市場で 3 ヶ月間、模倣品がどのように出現してくるかということを調査しようとしましたけども、幸いなことに、WG 各社の模倣品が発見されなかったということで、経時的な調査は出来ませんでした。
　それでは、まず農薬の展示会ですがこの展示会は長ったらしい名前ですけども、「中国植保信息交流＆農薬機械交易会」、短く言うと「双交会」または「農民会」と言います。それで主催者が、「中国全国技術推広服務中心」、日本語で言いますと、「技術

普及センター」と言いまして、農業部の中にあります。それから展示会の規模が、中国農薬関連の展示会で最大規模でして、その時に、同時に展示会と商談がありまして 1 回で 100 万人民元ぐらいの商談があると言われています。それから参加人数が、3 日間行われるのですけども 10 万人から 20 万人と、去年でも 10 万人以上来ていたという話を聞いています。それから歴史が古く、1985 年から開催されておりまして、2011 年で 27 回目になります。参加者はもちろん中国の現地企業、日系企業、欧米企業それから、その他の外国の農薬の企業が参加します。出展数は 500 から 3000 社で、大体 7 割ぐらいが農薬関係で、後が機械、それから肥料関係というふうに言われております。

2006 年から調査しているのですけども、一応このようなフローチャートで最近は活動を行っております。

まず、関係当局への陳情訪問というのですけども、去年の場合ですと福建省の厦門市なので、まず福建省の AIC か、厦門市の AIC にて「模倣品があれば現場執行しますよ」と、それから「模倣品の展示をさせないでくださいね」ということで、関係当局に陳情訪問に行きます。それで理解・協力・支持を得ます。その後、主催者、先ほど農業普及技術センターと言いましたけども、これが北京にありまして、北京に「今年も模倣品の展示をさせないでください」、それから「もし模倣品の展示があれば現場執行しますよ」と、「行政執行しますよ」ということの旨、陳情書を送付します。それから展示会は大体 3 日間ありまして、1 日目に展示会調査をします。これは調査会社を委託しまして、1 日目にどういう模倣品が出ているか、或いはパンフレット・チラシ類どういう物が出ているかということを調査し、関係当局に通報します。第 2 日目に AIC、公安、弁護士、それから調査会社で現場執行を実施します。看板とか、先ほどの印刷物、チラシ等を没収します。

ただ、最近ですが 1 日目だけブースに展示していて 2 日目になるともう（ブースに）いないというケースが非常に多くなっています。それから現場執行後、調査で発見された全ての模倣品出展業者に警告状を送付しておりますが、最近はほとんどが偽物の住所で（警告状が）戻ってくる、電話をしても通じないという事が多くて非常に困っています。これで終わらずに、毎回終わった展示会の模倣品の状況を主催者の北京の農業技術普及センターに結果の報告を行い、次年度の対策を練ります。

この写真が去年 11 月の厦門市のものですが、まず厦門市の AIC に行きました。これが展示会場です。それから 3 番目の写真が小さな場所なのですけども、一応知財権侵害クレーム窓口というのが設置されていまして、ここ行き、「もし模倣品の展示等があればクレームして下さい」という話になります。それから 4 番目の写真が、これが、2 日目に行います現場執行の様子になりまして、こういう風に現場執行を行います。

この辺りは前の IPG の総会でも話をされているかもしれませんけど、一応 2006 年から 21 件、19 件、8 件、1 件と減りまして、これは非常に良い結果だなあと思っていましたら、一昨年の 2010 年ですけれども、黒竜江省ハルビンで展示会が行われたところ、先ほどから言っていますように、ハルビン AIC 等に事前訪問しようと思ったら拒否されまして、どうもこれはちょっとおかしいなと思っていましたら、案の定 11 件の模倣品の出展数がございました。それで去年は 3 件ということで、一応かなり減って来てはいます。

先ほど言いましたように主催者への訪問、陳情、対策ですが、まず 2006 年から 2008 年の展示会調査の結果を 2009 年の 5 月にまとめて、お話しに行きました。「ご協力あ

りがとうございました」と、「今後ともよろしく」ということで 2009 年の山東省の済南の展示会を迎えたわけです。この時は 1 件まで減って非常に良かったのですが、今度は新たな問題が出てきまして、展示場の中では展示をしないのですが、展示場外で模倣品のパンフレットを配っていたり名刺を配っていたり商談を行っているケースが多数ありました。それで「こういうケースも取り締まりしてもらえませんか」と要請しましたけれども、なかなか難しいという答えでした。それから先ほど言いましたようにハルビン市 AIC がなかなか協力してくれないので、農業普及センターの方に事前訪問の件で協力をお願いできないかという要請をしたのですが、結局ハルビン市 AIC に事前訪問はできず 11 件の模倣品の展示がありました。その年の年末にはやはり事前訪問しないといけないし、もう少し「模倣品の展示を抑止する方法を考えて下さい」という事を陳情に行きました。それで厦門市では、その効果かどうか分からないですけども違反数が 3 件に減ったという事です。

最近、また新しい問題が起こりました。今回の厦門市でも会場外で先ほど言いましたように、模倣品のパンフレット等配っていますけども今度は会場内で、アルバイトを使って袋に模倣品のパンフレットを持って配って歩いているという新しいパターンが出てきました。このあたりをどのように取り締まらないといけないかという事で、2012 年もまた北京に行って主催者に陳情して対策を練りたいと思っております。

それから先ほど言いましたけれども、会場の外で配っているというのは 2009 年から展示会の正面玄関の所に、「知財侵害品を出展してはいけない」と、「侵害品を発見したら行政機関により摘発を行う」と、「摘発された企業は今後の展示会に出展することは一切受けてない」、という事が掲示されてから、どうも（展示会場の）外の方が増えてきたという事と思います。

それから最近の傾向として、1 回模倣品の展示をした会社が会社の名前を偽ってまた展示するケースがありまして、我々としては展示ブースに出展許可証、例えば会社の営業許可証とか、（模倣品の展示をした会社と）同じ名前の会社かどうかチェックさせて欲しいと申し入れも行っています。最近では、相手の方もますます巧妙になってきています。

また、先ほど言いましたアルバイト（を使って袋に模倣品のパンフレットを持って配って歩いている）の件で模倣品の印刷物を配布する業者が出てきているという事で再度対策を考えたいと思います。

まとめますと 2006 年から行っております展示会では、かなり出展減少という成果を得ていますが、最終的には違法展示の撲滅を目指したいと思っております。それから新しい問題が発生しましても関連当局への事前訪問と、主催者への結果報告・陳情・対策等を継続して行い、対処していきたいと思っております。

以上簡単でございますが農薬 WG からのご報告でした。ありがとうございました。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）

ありがとうございます。質問等は後ほど 4 つの講演すべていただいてからお受けしたいと思います。続きまして化粧品 WG のご報告をグループ長の金様よりお願いいたします。

【講演②】

【テーマ】「化粧品 WG　2011 年度活動報告」
【講　師】コーセー化粧品有限公司　副総経理　金　建民氏

皆さんこんにちは。化粧品 WG の金建民と申します。これから 2011 年度化粧品 WG の活動を皆様にご報告したいと思います。

まず我々WG の概要ですけども 2007 年の 7 月に設立されて現在 12 社の中国で投資してる日系企業が集まっております。定期的に会合を開き情報共有と協同摘発等を進めています。

2011 年、主だった WG の活動という事で、大きく分けて 4 分類出来るかと思います。まず、伝統チャネルにおいての模倣品対策、2 番目はインターネット模倣品対策、3 番目は平行輸入・輸出に関しての対応と、あと知財ではないのですけども表示の問題を我々WG のテーマとして取り上げています。

では具体的にどんな活動をしたかという事で、伝統チャネルにおいては我々化粧品の模倣が主だった所は広州、白雲区に集中している事が分かりましたので、そこを当局の訪問という形で行って参りました。

また、前回も報告してます 2010 年から協同摘発・共同調査ということで更に強化していくと、継続的に進捗管理を強化していくということで進めて参ります。

一方で、中国の化粧品企業さんも知財に関して、また模倣品に対して、そういう摘発したいという事で中国の質検総局の傘下に協力ネットワークを置き、そういう組織も出来ました。我々もこれまで商品の摘発がいっぱい行われたんですけども、材料にやはり商標侵害とか色々あるので、小さな工場を取り締まるよりか、材料メーカーを取り締まる事が出来るならば、より効果的でないかという事で、そういう模索をしたところ、インターネットに関してはネット調査、調査会社、タオバオ、安全研究所と定期的に会合をして長期視点において、強力なフレームワークと、また 2011 年重点的に取り組む課題を色々確定しようという事です。

伝統チャネルにおいての模倣品摘発なんですけども 9 つの摘発事例が報告されています。皆さんご承知の通り中国中央政府を始め各地方政府も知財保護、また模倣品摘発に一昨年からかなり力を入れてきましたので、そういった環境の中で我々WG も共同調査・協同摘発を強化することが出来ました。その 9 件の案件の中に刑事摘発 2 件、行政摘発 6 件、1 件まだ進行中という事で昨年度の実績としてまとめてます。ご覧の通り資生堂さん、コーセー、カネボウ、ファンケル、花王さん、SANA さんといったような日系ブランドも模倣品が作られていて、皆が苦労している。そして皆が力を合わせる事でより成果も上げられるし、また模倣品業者に対しても我々権利者の姿勢をきちっと表明しているということです。

ここの一番上、白雲区の刑事摘発で、案件は一番数量は多くて合わせて 3 社のものが 76 万個入荷したという事で、近年割りと件数の少ない大量の模倣品案件かなという事で刑事摘発となって、模倣品業者の人が実刑判決されているという報告を受けています。3 番から 8 番は行政摘発ということで多く聞いております。

皆さんと同じように白雲区で行政・刑事摘発どんなものかというような事例を簡単に写真で貼り付けております。

また我々化粧品 WG の大きな柱の 1 つとして、インターネットの模倣品対策ということで我々も毎年必ずタオバオで 1 回以上会合を開き、お互いに情報交流・交換をし

て、またお互いにどうしたら良いか模索をして来ました。また我々もタオバオのイベントには極力参加していくという事でお互いに良い関係ができているのではないかと思っています。昨年度は 7 月 22 日、今回は化粧品 WG だけでなく中国ローカルのメーカー、また欧米の化粧品メーカーと共にタオバオと交流とディスカッションが出来ました。皆さんご承知の通りタオバオの情報安全部とネット安全研究所という組織が、第三者組織ですけども、協力関係並びにそことディスカッションして来ました。会合の内容ですね、以前も報告したと思いますけども、タオバオさんから知財保護における技術・成果を報告されて、我々も今回表敬訪問だけじゃなくて、やはり具体的な提案を我々化粧品メーカーとして提案していました。やはりタオバオというネットモールですけれども、やはりタオバオ規則というものが基本のルールとなってますので、それを見ると他の商品とか結構細かく書いてあるんですけれども、化粧品は専用の条文が無いんです。なので我々としては化粧品として、化粧品の特性を表すような条文と取引の条件を明確にすべきだという事を強調してきました。また、昨年からメーカー未生産の商品に関して取締りが始まったんですけれども、やはり各会社、今悩んでいるのが、検索すると 10 万、20 万、30 万といった商品をどうやって効率的に、未生産品を発見できるかということを、1 つのテーマとして我々の IT 技術を駆使した方法で出来るんじゃないかということで今模索をしているとこです。あと化粧品の場合は以前報告してます様に中国は許可制という製品分類になってますので、タオバオで売られる輸入品は全て中国の許可をもらっている訳じゃないんです。中国で許可を取っている商品は僅か 6 万 5 千種類くらいしか無いんです。実際タオバオで「輸入化粧品」と打ったら（検索したら）一杯出てくるので、それをタオバオとしてどういう風に規制したら良いのかと。そもそもタオバオは個人、C to C のモールということでスタートされて来たんですけれども、ではこれは個人が海外へ行って個人使用の分を買ってきて転売するのはこれはやむ終えないだろうと思っていますけれども、それ以上に何万、何十万と売っていく事はこれは良い事なのかどうかという事で、タオバオに認識してもらいたい。我々も模倣品処理については新たな処理方法を提案して、今赤信号また青信号という二つのステータスしか無いんですけども、それをペンディング状態を定義したら良いんじゃないかという事でタオバオの賠償制度も改善した方が良いんじゃないかということで、より具体的な提案をさせて頂いて、またお互いに出来る所から、またいつ出来るようにしようとか、そういったものを我々がお互いに良い関係を作れるという事です、具体的な提案をまとめた所です。

昨年度、刑事摘発が大きな出来事かなと思って、やはり刑事摘発になると公安局がメインの摘発組織になりますので、今回白雲区の公安局を訪問して、我々WG の 4 社と広州公安局の白雲区分局の 4 名の方ということで交流して来ました。資生堂製品に関する摘発の実績の説明、また我々WG がどんな活動をやってますかと、どういう事に協力して欲しいかとお互いに情報交換して、白雲区も範囲が大きくて広州で言うとちょうど郊外部ですけども、人数も多いし流動人口が多いとなかなか摘発が難しいと公安が言っていますけども、我々も 2011 年度の特徴を分析していくと、大型の模倣品を作っている業者が段々少なくなって、より分散化・快速化という傾向が見られる。

それが当時の公安の写真風景です。一見、どこかの政府のお役所に見えるんですけどもこれは公安局です。皆が私服で対応してくれたので、公安局の副局長に当たる方が対応してくれて、本当に有意義なディスカッションとなりました。

また、これがあるコーセーの商標侵害という事で、『雪肌精』という我々の登録標章を無断に商品の中に入れて、商品を販売しているという情報があって、左は倉庫と

製造元のメーカー、下は作られてる商品。そしてコーセーの『雪肌精』が有名ですけれどもこれは『雪肌精花』ということで、我々のブランドより一文字多いです。調査会社を通じて7月に摘発を実施し、合わせて3万6千個余り、商品を収集したんですけども、上海の地元の工商局が、なんとこの2つの会社に対して30万元の罰金を課せられた事が、もう私の経験上は今まで何万元しか無いんですけれども、今回非常に大きな罰金をしてくれた。やはり知財保護に政府も力が入ってるという事と思います。

そして外部リンクなんですけれども、やはり先ほど中国のローカルメーカーと協力して、また日本化粧品工業会と情報交換しながら模倣品対策を進めて参りました。

また2012年活動としては同じ4つの分類を中心に調査を図りたいと思います。我々広州を重点地区として、またタオバオ、また並行輸入・輸出などで情報収集に努めたいです。

ご清聴ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）

ありがとうございました。

続きましてベアリングWGのご報告を頂きたいと思います。グループ長の板山様宜しくお願いします。

【講演③】

【テーマ】「ベアリングWG　2011年度活動報告」

【講師】恩梯恩（中国）投資有限公司　技術総監　板山　光和氏

【講演③】

【テーマ】「ベアリングWG　2011年度活動報告」

【講師】恩梯恩（中国）投資有限公司　技術総監　板山　光和氏

こんにちは、NTNの板山です。宜しくお願いします。

軸受は自動車等機械全般の重要保安部品です。転がり軸受は1000年以上の歴史があり、小さい軸受はＮＭＢが得意とするミニアチュア軸受，大きい軸受は風力発電主軸あるいはユーロ-トンネル等トンネル掘削機に使用されています。さらに、NSKとNTNが得意とする新幹線の車軸軸受，航空機ガスタービン並び「はやぶさ」等人工衛星にも我々ＮＴＮの軸受が採用されています。軸承は駆動する機械には殆ど使われており、例えば皆様が持っている携帯電話の振動発振部にも使用されています。軸承の機能を発揮する為には材料、熱処理そして研磨加工技術一つである鏡面加工技術が必要です。

軸承はISO並び、JISで寸法・精度が規定されている標準品と、周辺機械部品とのモジュール化を進めた特殊品の2種類に分けられます。標準品については寸法・精度が規定されているために模倣品を作りやすいといった弱点があります。特に、最近レーザー加工技術が普及してますので、我々のマーキングを簡単にコピーされてしまうといった被害があります。そしてもうひとつはコピー技術が発展しているので、偽札

を作るように包装箱等を巧妙にコピーされてしまいます。ただ模造品と言われている物は熱処理が無い物とか、鏡面加工技術が無い物で、我々のメーカーの軸受を使って頂ければ三千時間寿命があるものが、僅か数分で回してみると途端に壊れてしまうといった品物です。模倣品は大変危険です。

我々のベアリング WG は日本精工さん、ジェイテクトさん、不二越さん、そしてミネベアさん、IKO さん、6 社から成っております。さらに日本の日本ベアリング工業会 JBIA、不正商品対策専門委員会が主体となり、JBIA を介して WBA アメリカ、欧州などとも連携を取っております。そして特に、中国製模倣品と言うのはインド・パキスタン・東南アジアにも流通していて、ドバイとかでもかなり売られています。

我々、ベアリング WG の活動は、中国国際軸承展示会の監視、中国国内のマーケットの問題点の学習、広東省 TSB の訪問と仏山市五金市場の視察、そして上海市内の被害状況現地調査、上海市ベアリング市場の調査、WBA 税関会合のサポート、これらをこの 2 年間やってまいりました。

まず、中国国際ベアリング展の視察ですが、中国にベアリングメーカーというものは約 1000 社あります。その 1000 社と海外の軸承メーカー、2010 年度は私共 NTN とそして Shaeffler、そして IKO さんが出展しております。このベアリング国際展示会を監視しました。当初は 2003 年、2005 年というのは、ほとんど模倣品を現地のメーカーが出展しいるといった状況でした。その後、ビデオ等を流して PR し啓蒙活動を努めた結果、2010 年度は、展示会場で模倣品を展示するという事は無くなりました。ただ、展示会場の外側で模倣品のカタログを配布するケースが出ています。そして、メーカー、我々NTN とか IKO さんとか、NMB さんとか NSK さんしか判らない特殊品名をマーキングしたノーブランド展示されていたということで、今後 CBIA に苦情処理窓口（AIC）の設置を要求するつもりです。今年も 2012 年 9 月から開催されます。

次に中国市場での問題点です。仏山市にある五金城、五金城というのは金物市場で、その中で我々共同レイドしましたが、多くの店で、店頭には我々正規品を置き、そして倉庫に模倣品を在庫するということで、これはレイドが失敗に終わりました。

次に広東省の TSB を訪問して、我々工場レイドは TSB、販売は AIC が行っているが「TSB と AIC の連携レイドは可能か」、模造品業者の店頭には正規品、倉庫には模造品を在庫している場合「こういったもののレイドは出来るのか」と、ノーブランド軸受に関して「マーキング業者のレイドは TSB の領域か」という事を、我々広東省の TSB を訪問し、質問しました。それに対して湯検査局局長に回答を求めましたが、回答は「偽物に打撃を与えていく」と、さらに「我々から提供されたリストを減らしていくように心がける」といった回答でした。

広東省の TSB を訪問した後、仏山市の五金市場を視察に行きました。ほとんどの店で、やはり正規品と模造品が両方置かれていました。その際に NSK さんの偽物と、包装印刷メーカーの名刺が無造作に置かれていたのを、監視に行かれたメンバーから報告を受けております。地元上海市内の被害状況もかなりのもので、上海の中心街、北京東路には 40 以上の店舗があります。表面上は卸しか小売か区別できない店で、倉庫の外見上不明で、この北京東路を調査させて頂きました。また、上海の北部にある嘉定地区の模倣品に対して半年前青島のユーザから告発があり、上海 PSB の協力を得てレイドさせて頂きました本件は実刑になりました。また、上海市の視察で分かった事は、上海市の小売が中間の卸売り業者に模倣品を注文すると、そこから分業体制開始さます。「ノーブランド品を工場から取り寄せる」、「ノーブランド品をレーザーマーキング~~を~~工場に出す」、「梱包箱を取り寄せ、マーキングされた軸受を昔は

模造品を一貫生産していたが、現在、中間のブローカーみたいな人間が存在して、分業体制でやっているという状態でした。

上海を調査した時に基本情報の取得として経営カテゴリー:「小売か卸しか工場か」、そして「保有倉庫の有無と在庫の規模そして本物と偽物が混在されているかどうか」、「注文してできる海外ブランド IKO、KOYO、NACHI、NMB、NSK、NTU and SKF、FAG or TIMKEN」、「直ぐ納入できる個数、または過去の最大の納品数」、そして「海外有名ブランドの 6200、6201、6203」、（これはモーター関係で一番使われている軸承なんです。）そして、「海外輸出の可能性」、「輸出ライセンスを持っているか。」そしてこれまでに「日系の建機メーカーの大型ベアリングを取り扱った事がありますか」、という質問をしました。

さらにレーザーマーキングの業者に関する情報を得るべく「偽造刻印業者と店舗の関係に関する調査」、「パッケージ印刷の工場と卸業者との関係調査」、該当する工場がある場合は海外輸出に関する情報、「NTN のベアリング一万個を、インドのムンバイにコンテナで送る事が可能か」という調査を行いました。

上海の調査結果は、40 件近くの店舗をしましたが、ほとんどの店に本物と偽物が全部あります。そして倉庫がある所がほとんどある。そしてやはり、偽造品混在要求に対しては、「そういうことが出来る」と、あるメーカーは「NSK でも NTN でも KOYO のベアリングでも全部作ります」と、ただし「中身は偽物です」とはっきり言います。先ほど見せました構造図のように模造品作るのは最近全て分業化されてしまっています。ですからノーブランドで軸承を使っても、「模倣品との関係を知らなかった」と言えば済む話しているようです。この様に色々と巧妙化しているみたいです。お手元の資料の WBA 税関会合サポートという事で税関関係の摘発数も年々増加しています。我々も税関で差し止めるためには、模造品と分かってもそれだけの費用がかかるんです。それはもう今~~最近~~大きな悩みです。

手元の資料に有りますように、各社軸承メーカー代理店に啓蒙活動を努めるべくブローシャーの配布を行ってます。

これまでが軸承 WG の活動報告です。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）

板山様どうもありがとうございました。

最後になります。水際 WG の活動報告をグループ長の山口様よりお願いいたします。

【講演④】

【テーマ】「水際 WG　2011 年度活動報告」

【講師】愛普生（中国）有限公司　知識産権分室　総監　山口　隆氏

エプソンの山口と申します。それでは只今より 2011 年度、水際対策 WG の活動報告をさせて頂きます。

内容につきましては 2011 年度活動方針、また 2011 年度活動項目、2011 年度の活動方針等をご説明させて頂きます。

参加メンバーは現在約 40 社おりまして、毎年毎年増加しているというような形になっております。

2011 年度はグループ長が WKK の石川さん、副グループ長の牧田の古屋さん、またエプソンの山口がさせて頂きました。石川さんがここで帰任された事に伴いまして山口がグループ長をさせていただく事になりました。よろしくお願いいたします。

水際対策 WG の方針につきましては長期方針としまして、権利侵害品輸出入の減少、特に権利侵害品の輸出入のしにくい環境の実現、権利侵害品の輸出入が割に合わない環境の実現ということにしております。

また中期方針としまして税関差し止め強化に向けた体制・仕組み作りの整備としております。特に 2011 年度は①としましてレベルレベルアップ、②として税関との関係強化、③としまして具体的な運用改善への第一歩を築こうという方針で活動して参りました。

このシートは活動の全体像を示しておりますが、特に中ほどにあります活動計画の所に大きな項目としまして、WG 内での活動、また税関総署との活動、地方税関との活動、それら税関との交流を通しまして税関差し止めの理解、また後ほど説明させて頂きますが、WG 内に 4 つのタスクフォースを設けてのタスクフォース活動、あと真贋判定セミナーを税関と行ってきました。それに同期しまして色々な意見交換を税関側としてきて、どのように効果的な摘発をしているかという様な情報交換をして参りました。赤印の所が実際 2011 年度行われた活動になります。意見交換会の中では厦門の所が赤印になっておりませんが、厦門、南寧につきましては 2 月の後半に行なっております。

このシートは全体の活動日程を示しております。上海 IPG の全体会合と同期いたしまして、WG 会合を 2 月にもっております。また各会合の合間の月には幹事会を行って参りました。全体としましてはこのような年間スケジュールでほぼ達成したという状況になります。

続きまして各活動のポイントをトピック的な内容につきましてご説明させて頂きます。2011 年度につきましては水際 WG 貢献部門感謝式、感謝賞というものを作りまして、最初の表彰としまして上海税関を 5 月 20 日に表彰する事が出来ました。この目的は下側に書いてありますが、税関との更なる関係の強化・構築、活動の更なる活性化ということにありまして、BPA で税関の活動を表彰致しますが、そこに表彰されなかった税関であっても、水際 WG から是非表彰して感謝の意を表したいこと、また関係強化したいということをひとつ選択しまして表彰することに致しました。この表彰式には税関総署、上海税関、並びに関係日本企業、JETRO 様、全員が参加しての会合となりました。

この水際 WG 貢献部門感謝式に同期いたしまして、税関総署との交流会を開催いたしました。5 月 20 日同日に行っております。税関総署の陳副司長が出席されて、税関総署のお考えや今後の期待について色々交流が行われました。特に陳副司長からは、水際 WG との交流を重視する点、税関総署として水際 WG と直接交流を行うこと、また交流テーマとしまして、税関の本来業務への支障の発生・阻止・抑制、税関における知的財産権保護の効率化、知的財産権税関保護条例実施弁法の改正についての議論をしようというご提案がありました。これに基づき、税関総署から、華南地区との税関交流会のアドバイスを頂いたこと、またこれらの交流テーマの課題としまして各テーマの活動を扱うことでやっていこうとを決めて行ってきました。

2011 年度のタスクフォースの活動になりますが、実際にタスクフォース活動は 2010

年から行われておりますが、先ほどの税関総署からのお話もあり、その内容に合わせた活動内容といたしました。

2011 年度はタスクフォース 1 につきましては正規授権企業情報（ホワイト･リスト）の運用について、税関の本来業務への支障の発生抑止に協力したり、また企業としても効果的な税関業務、通関業務に貢献するというような事を目的にしております。

タスクフォース 2 につきましては、模倣品輸出手法分析調査であります。税関における知的財産権保護の効率化、特に最近は税関はリスク分析をどのように効果的に行って、無駄な作業無く、偽造品を摘発することがどう出来るかというリスク分析書に非常に力を入れておりますので、その点を研究していくという事をタスクフォース 2 で行っております。

タスクフォース 3 は、税関保護条例実施弁法の改正に伴う検討を行いました。

タスクフォース 4 につきましては、税関セミナー色んな所でやっておりますが全部の税関と活動できませんので、特に華東地区・華南地区の重点税関・重点エリアをいかに関係強化していくかという観点でタスクフォース活動をしております。

2011 年のタスクフォースに絡みます活動につきましてはリスク分析がひとつ､これにつきましては各メンバー様から色々な情報を頂きまして、税関にどのようなリスク分析情報を提供すれば良いのかという交流を行いました。

2 番目としては巧妙化対策になります。先ほどもベアリング協会の方からありましたが、段々と見つかりづらくなったり、巧妙化の手口が進んでおりますので、これを WG 内で類型化して税関にこのような類型化が効果的かどうかという意見交流を行って、色々なアドバイスを頂いております。

3 番目としましては実施弁法の改正について交流会を行ったということになります。

これらのタスクフォースの中で特に 2011 年度は 11 月に華南地区における税関意見交流会を行いました。この交流には税関総署の李署長も参加して、また華南エリアの 7 税関が参加して行われました。特にこの華南地区の交流会では先ほど申しましたようにリスク分析における権利者との協力のあり方や、模倣品輸出手法調査及び類似商標の内容の取りまとめ、それらを行いまして結果を税関の方に紹介するような活動を行いました。また実施弁法につきましては色々な要望点や不明点につきましてまとめてご提示しました。

これらの活動を通しまして税関総署からもこの交換会を非常に高く評価して頂き、華南地区だけではなく華東地区との意見交換会も予定したらどうかという事でご提示頂きましたので、2012 年度は活動を展開していきたいと考えております。

最後に 2012 年度の活動方針ですが、中期方針としまして税関差し止め強化に向けた制度運用の改善を目指す、税関との連携の強化を図り課題解決を目指すといたしました。

具体的な項目としましては、①としまして全体のレベルアップ、制度･運用の理解、情報収集・調査・分析等、WG 内活動を強化して、かつ日本企業全体のレベルアップの推進です。

②としまして、税関との連携を更に強化していく。

このような大きな方針で、今年も活動して行きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）

ありがとうございました。講演頂いたメンバー様共に、この後の休憩時間或いは講

習会等でお話頂けるのではないのかと思いますが、今この場で確認しておきたい、聞いておきたいという事が御座いましたら挙手して頂けますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは一旦休憩を 15 分程挟んで 3 時 15 分から本会合を始めさせて頂きます。しばらくお休み下さい。

「上海 IPG 全体会合」

第1部 各種連絡事項

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）

それでは第 57 回上海 IPG 全体会合を始めさせて頂きます。いつも通り議事次第に沿って、連絡・報告事項等から始めさせて頂きます。

事務局からの連絡が 2 点御座います。

1 点目、本日の配布資料の中に、今年度の上海 IPG 活動に関するアンケートが入っておりますので、ご記入の上、机の上に置いて行くか、或いは我々JETRO のスタッフまでお渡しいただければと思います。

2 点目として今年度の特許庁委託事業の成果物として海外の模倣品流通に対策するためのマニュアルという物をお配りしております。税関での保護、インターネット上の侵害対策、それから展示会での知財保護、3 つをメインにして取り纏めておりますのでご参照下さい。

それでは新規メンバーのご紹介をさせて頂きます。株式会社大興の武田様前の方へお進み頂けますでしょうか。

株式会社大興　武田氏

皆さんこんにちは。株式会社大興の武田です。

私共は、物作りメーカーさんの知的財産のサポートを事業の一部としており、 上海と北京に事務所がございます。皆さんと一緒に勉強させて頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）

ありがとうございました。

続きまして、新規の幹事について皆様のご承認を頂ければと思います。ご承知の通り前回の全体会合をもって YKK の石川様がご帰国されました。

それから、本日のこの総会をもってニフコの土谷様がご帰任されます。

そのご後任としてカシオの岸上様、それから JUKI の宇田川様に運営幹事を引き受けて頂きたいと思っている所で御座います。幹事は総会の決議事項となりますので、お二人に問題ないという事でしたら拍手を頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたらお二人から一言ずつご挨拶を頂戴できますでしょうか。

〇カシオ　岸上氏

只今ご紹介に預かりました、カシオ上海の岸上と申します。中国に来まして5ヶ月位になりますが、まだまだ新参者ではございますけども、よろしくお願いいたします。

〇JUKI　宇田川氏
JUKI の宇田川と申します。私も赴任してから 1 年ということで、模倣権利対策の経験もそれと同じ期間です。
弊社の場合も、今までの発表にありました様に、巧妙化ですとか分業化を受けまして非常に模倣品の対策が難しくなってきています。
また合わせて、訴訟とかの特許侵害の方にもかなり比重を置いてますので、もしそういった面で、皆さんのご参考になる事も伝えられると思いますので、よろしくお願いします。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
ありがとうございました。
続きまして、議事の 3 点目、上海 IPG 内の WG についていくつか動きが御座いましたので、幹事の土谷様よりご紹介をお願いいたします。

〇ニフコ　土谷氏
ニフコの土谷でございます。
お手元の資料の 1 番をご覧ください。こちらは昨年の事業実施アンケートで、新規のワーキングの立ち上げの希望がありました、模倣品刑事対策ワーキングについて、前回の幹事会で承認を取れましたので、新たに WG がひとつ設置される事になります。
また、記録メディア WG に関しましては、メンバーさんの確認のもと、解散という形になっております。
更に電卓 WG に関しましては、ワーキングのメンバーさんの中で取り扱いテーマが抽出されないという事等から、一旦休会という形になります。一年間休会の後再度検討して、継続するか、解散するかという決定をする事になっております。以上です。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
ありがとうございました。
刑事の WG については、昨年 11 月頃の事業実施アンケートで意欲を示した会員様のみにお声掛けをして、本日の資料 1 にご記載しております 6 社様から実際に刑事グループに入るというご希望を頂いております。他のメンバー各位にご案内差し上げてませんので、ご希望があれば言って頂ければ、特に問題なく入れると思いますのでご承知おきください。
続きまして 4 点目と 5 点目、IIPPF 連携それから IPG グループ長会議等についてグループ長の丸山様よりお願いいたします。

〇丸山氏
それでは資料 3 をご覧ください。何度かごご説明しております、IIPPF ミッションというものであり、中国 IPG と IIPPF が連携してやって行くという活動のフォローアップのお話になります。
2 月 3 日に開催させていただきまして、出席者は以下の通りのメンバーです。

合意・決定事項としては、議題の1つとして、今後のIIPPFと中国IPGの協業の在り方であり、中央ミッションにおいて、IPG として事前に建議内容に関与できた事、また当日の議論に参加できた事は大変有意義であったと評価させて頂いております。
今後の建議書ベースでの議論が前提である場合には、今年同様のレベルでの協力をしていきたと思っております。また建議書ベースでの議論は柔軟性に欠けるきらいもあり、今後は相手の回答によってはキャッチボールが出来るような仕組みを作りたいなということを、一方的なお話にならないようにしたいという事でやっていきたいと思っています。
また広東省の TBS との情報提供スキームというものが、今後始まるという事になっていますが、今後の進め方、それから中央ミッション時の AQSIQ 訪問時の議題として取り上げるかなどを検討していきたいと思います。
また、地方ミッションの方ですが、今年度は扱ったテーマが大きくかつ広いという事がありました。何度かご報告してます様に、価格認定プロセス、再犯重罰化、それからネットワーク犯罪の3つのテーマになります。成果・評価はありましたが、そのための準備が大変だったので、労力対効果ということでは疑問だなというふうに思っております。
今後は、地方ミッション時のYONEXの事例のように、もう少し、軽いと言いましょうか、1テーマだけにしたいなというふうに思っております。
また議題2の方ですけれども、広東省質量技術監督局との情報スキーム案につきましては、以下のようなステップで進めるということで、まず試行という事で始めたいと思っております。
議題の3番目になりますが第一回の企業間交流ということで､3月20日に開催する事で､開催要項の方は決まっております。皆様にもご案内はさせて頂いたと思います。
続いて第14回IPGグループ長会議を資料4でご説明させて頂きます。1月17日に開催させて頂きました。
出席者は以下の通りのメンバーです。
概要は､各IPGの2012年度計画という事で皆様にもご報告しています通り､各IPGの 2012 年度に行おうとしている事が、進める上で齟齬が無ければ OK という考え方で進めております。今回のいずれの実施内容も各IPGにおいて支障無しという事でそのままOKとさせて頂きました。
また､中国IPGの中期目標という事を立てたいというお話が北京IPGから頂きました。中国IPGとしてそれにつきまして、各々幹事会、上海IPG幹事会の方に持ち帰らせて頂いて、その作成要否等を確認させて頂く事にさせて頂いております。
また水際 WG の扱いについて、北京 IPG からご質問を頂きました。図面の方でも何度かご覧になって頂いていると思いますが、水際WGは中国IPGの3IPG全体の組織であるという事を改めて確認をさせて頂きました。
また、IPG中国政府交流の意思決定手段についてという事で、こちらも前回も少しお話させて頂きましたが、裏面の方に有ります様なスキームで、これからは中国IPGとして各中央政府及び地方政府と交流していきたいと思っております。
また最後ですけれども､5番目2012年度の中国中央政府との交流についてという事では、上海IPGより中国IPGとしての2012年度の中国中央政府との交流内容の方を提案させて頂きました。これについては3極グループ長で合意させて頂きました。
これからその準備を進めるという事で、めくって頂きました添付資料の様な日程及び部署に対してやって行きたいと思います。主に 5 月のＢＰＡを利用して商務部、

AQSIQ との交流会をやって行きたいと思っております。
　また 10 月には IPG との昨年のように中央政府の交流会を進めて行きたいなというようふうに思っております。以上の通りです。

○ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
　ありがとうございました。
　資料の 5 番として中国 IPG グループ長会議の合意事項集というものをお配りしております。こちらは昨年来、グループ長会議の中で検討させて頂いて、これまでにグループ長会議で合意した事項のものです。今後も合意事項がある都度更新していく予定です。ご承知の通りグループ長会議は決済機関では有りませんけどもここに載ってる合意というのは基本的には各 IPG に持ち帰って、幹事会或いは全体で承認を頂いた事項という位置づけでございます。是非過去の経緯等も把握頂ければと思います。
　続きまして 2011 年度貢献部門感謝式について、副グループ長の大上様よりお願いいたします。

○住友化学　大上氏
　それでは資料 7 に基づいて、今年度の貢献部門感謝式開催案の概要について述べさせて頂きます。
　日時としましては今年の 5 月 17 日の IPG 総会終了後の午後の 6 時半から 8 時を予定しております。
　出席者としましては、中国側が商務部、国家工商行政管理総局、国家質量監督検験検疫総局、税関総署、公安部、日本側は、日本国政府、日本国総領事館、上海 IPG メンバー、及び JETRO を予定しております。
　式の次第ですけれども、まず開会挨拶、引き続きまして商務部、総領事館主席領事、日本国政府からの来賓挨拶となります。その後、貢献部門発表、記念品贈呈、記念写真撮影と続き、閉会の挨拶というプログラムを予定しております。以上です。

○ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
　ありがとうございました。先日行われました貢献部門を選定するための選定委員会については、資料の 6 を配布しておりますので後ほどご確認下さい。こちらに、選定された当局等全て記載が御座います。
　続きまして水際 WG の活動についてグループ長の山口様よりお願いいたします。

○エプソン　山口氏
　水際 WG の個別活動になりますが、厦門・南寧税関との交流会について報告いたします。
　先ほどもちょっと説明しましたが、税関は全国に沢山ありますので格別に華東・華南地区の税関を焦点を当てて関係を強化してこうという活動を WG のタスクフォース 4 が行っております。
　その中で今回は、華南エリアの厦門税関と南寧税関に焦点を絞りまして 2 月 21 日、2 月 22 日に交流会・意見交換会を開催いたしました。特にそれぞれの税関の説明を受ける事と、同時に先ほどお話しました、リスク分析や類似商標といった、最近差し止めの中で話題になる内容について意見交換しました。
　また WG でまとめました類似商標集等を提供して、今後の活動に役立てていただく

ような交流を行い、厦門税関･南寧税関からも活発な内容のアドバイスを頂きました。
　今後の活動に役立てて行きたいと思います。以上です。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
　ありがとうございます。
　続いて、インターネット WG の活動について岸上様よりお願いいたします。

〇カシオ　岸上氏
　インターネット WG、アリババとの協力覚書の締結に関して、2 月 23 日にアリババと最終的な覚書の打ち合わせをして参りまして、ほぼお互いに歩み寄った案という形で協定でき早々投入する様な形で、案が出来上がっております。これでほぼ良いかなという感じになっておりますので、次回 5 月の IPG 総会の冒頭で調整がもし出来ればという方向で検討しております。以上です。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
　ありがとうございます。
続きまして自動車･自動車部品 WG の報告をグループ長の猪之詰よりお願いいたします。

〇猪之詰氏
　資料 9 をご覧ください。一昨日の 13 日の日に不法経営額セミナー、これはグループ長の丸山様も言われた、今まで 3 つのテーマをやってきた中で 1 に焦点をに絞った形で、中央政府の方、それから地方政府の方を一同に集めて、ひとつのテーマに関してセミナーを実施しました。
　午後の部の所の 14 時の分を見ていただくと、自動車・自動車部品ワーキングとして、3 年間色々まとめてきた内容をトヨタの竹市さんが代表としてプレゼンをし、我々の考えをアピールしてきました。
　今回のこのセミナーの中で、特に今まで以上に成果が出たと感じるのは、午前 10 時 50 分の場の所で、各政府の方々が、じゃあ不法経営額セミナーという中で我々はどういう風に考えれば良いのか、我々としてはどういうふうに考えていけば良いのかという、色んな意見をそれぞれの立場で主張してくれたっていうのは初めての体験で、これは出席した方々が皆かなり今までよりは進歩したセミナーになったというふうに申しておりました。
　昨年の 9 月から我々のワーキングの方で場を作ってもらった中で、この不法経営額についてプレゼンをしてきましたが、少しずつ政府の方でも検討を深めているという事で、今年以降も更に我々自身の主張も固めながら、更にこの不法経営額といわれる物が画一的なもので運営される事を目指して活動して行きたいと思います。以上です。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
　ありがとうございました。
　続いて農薬 WG の活動についてグループ長の荒井様お願いいたします。

〇荒井氏
　資料の 10 をご覧ください。湖南省の常徳市 AIC 向けの真贋判別セミナーと市場検

査の開催報告で御座います。
開催日時は先週3月6日火曜日です。中国側の参加者は湖南省AICの李副処長はじめ、AIC関係が30名、常徳市の農業局が13名、それから農薬ワーキング部6社全社・全員、それからJETROの宮原部長、尹課長、宗さんが出席されました。
全体の日程は資料の通りでございまして、湖南省AICの李副処長からは今回の真贋セミナーを通じて偽者流通を打撃して、農民の権益を保護される事を祈るとコメントと、意見交換時に常徳市のAICからも今後とも継続的に協力したい､権利者と協力を保ち、巧妙化･再犯等の行為を打撃強化するために継続的な交流が必要だとのコメントを寄せていただいております。
最後に午後から市場検査をしまして住友化学様の商標侵害案件を2件発見しました。このように市場検査を通じて、現場での実物比較を出来ることでAIC側の、真贋鑑定能力を高めるなど、当初のセミナー開催目的が達成できたと考えております。以上でございます。

○ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
ありがとうございます。
続いて今年度最終回の、第5回の中国知的財産権関連法勉強会について、　ご承知の通り、毎回この全体会合を木曜日に開催し、翌日金曜日の午前中には中国語での知財法の勉強会を開催しております。明日が今年度の最終回となります。最終回は毎年成果の確認試験というものを行っております。現状では40数名の申し込みを頂いておりますけれども、まだ席にゆとりがありますので、もしご希望がある場合には配布資料の中にご案内が入っておりますので、後ほど記入して事務局の方までご提出頂ければと思います。
続いて報告事項の最後になります。
上海IPGのパンフレット、それから知財保護連携ポケットブック、上海IPGの歩みについてです。パンフレットについては4年ほど前に作成してもう予備も無くなりましたので、現在更新作業をしております。恐らく次回5月の全体会合の時には皆様に配布出来ると思います。
上海IPGの歩みにつきましても昨年初めて作成して特に中国側からの評判が良かったものですから、更新作業をして、次回の全体会合で皆様にお配りする予定です。
それから、事務局の方からお声掛けさせて頂いておりました江蘇省TSBとの協力のもと作成する、権利者の商標、連絡先を纏めたハンドブックについて、結果的に約80社の皆様の情報を載せる事ができました。本日の資料の12番に情報をご提供いただいた各社様が載っております。ご協力頂いたメンバー様には1部か2部お渡ししようと思っております。
以上で連絡報告事項の方は終了しますけれども、何かご質問等はございますでしょうか。それでは続けて承認事項の方に入らさせて頂きます。まず、上海IPGの2012年度の活動計画についてグループ長の丸山様よりお願いいたします。

○丸山氏
それでは資料13をご覧ください。2012年度上海IPG活動方針案になります。
まず現状認識という所では、今まで皆様の方にも色々活動として報告させていただきました。2011年度活動方針、これに従いまして、特に①、②、③に従い今までやってきたという事です。この活動に当たりましては（2）にあります様な、環境の変化

と、また皆様からアンケートを頂いた会員ニーズに基づいて、色々検討させて頂いております。

環境の変化としましては、このような事を行いまして、対策のほう考えて来ました。新たなニーズという所では、先ほどお話しました会員アンケートで①から⑥までの色々な変化が有る等という事を捉えまして、課題としては、この①から⑥にあるようなものを課題として捉えました。

このため 2012 年度活動方針としましては①、②にありますような、活動成果の創出・利用という事で先ほど来ご説明しました様な、地方政府との交流で WG の活動成果を利用していく事を行っていきました。

また②としましては、中国地方政府との交流ということでやって来ました。
そして活動内容という所では、今日のような上海 IPG の全体会合、また運営幹事会、また今日ありましたピックアップ講座、それから先ほどご説明させていただきました勉強会という事をやってきています。

（2）IPG 全体活動としましては、先ほどあります 5 月の貢献部門感謝式の開催、それから、第 2 回の IPG 中央政府交流会の開催、それから 3 番目として第 1 回司法部門交流会の開催、それから④としまして IPG 模倣品水際対策 WG 貢献部門感謝式の開催、それから⑤水際 WG と税関総署、また⑥としまして展示会における模倣品調査活動の実施ということをやってきております。

また（3）としまして上海 IPG 全体活動として、①から③のような活動もさせて頂いております。

（4）としましては、WG 活動というものでは、先ほどの色々活動成果のご報告をさせて頂いたような活動があります。

また（5）としまして、情報交流・発信という事で IP　NEWS　LETTER を皆様の方に配信させて頂いております。また②としましては、政府当局への情報発信、それから③としまして欧米中企業、団体との情報交換および連携、そして④としましてアジア諸国 IPG 連携ということをやっていきます。

また（6）その他としまして、業界別活動の支援、また②としまして個別テーマに関する情報提供の充実化ということをやって行きたいと思っています。
最後に 4 番目としまして、模倣品問題の中長期ビジョンの再検討というものを運営幹事会の方で中心となって考えさせて頂いております。以前作成しました短中長期のビジョンというものを、これからまた更新していくべきかという所から考えていきたいと考えております。

添付資料としましては、今までやってきた事などの成果、及びアンケート結果等を添付させて頂いております。という事で一貫しまして、2012 年度上海 IPG の活動方針の方をご承認頂きたいと思います。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）

本件、前回の全体会合でもご説明させて頂き、その後皆様の意見も頂戴した上での最終案となります。ご承認いただける場合には拍手をいただけますでしょうか。ありがとうございました。

続けて丸山様の方からもう一点頂いてよろしいでしょうか。

〇丸山氏

それでは資料 14 の方をご覧ください。

何度かお話をさせて頂いていますが、中国 IPG 政府部門向け交流会議、これはまだ仮称ですけれども、これにかかる運営幹事会での検討結果の方をご報告させて頂きます。むしろ一番後ろの方を先にご覧頂いた方がよろしいですけれども、今後の中国IPGとして政府部門と交流する時に、どのような内容でやっていくか、どのように進めるかという事を考える会議が必要ではないかということで、真ん中の大きな丸の所を新しく設立したいという事になります。

これにつきまして、先ほどご報告しました様に第 14 回 IPG グループ長会議の方で検討をさせて頂き、北京、広東 IPG の方で最終承認の方も頂きましたので、また今回上海 IPG の総会でご提案させて頂いて、最後に正式的に承認を頂きたいなというふうに思っております。

本会議の全体像というのは先般、ご説明させて頂いた様に、変更は御座いませんので、こちらの方をご覧頂くという事にさせて頂きたいと思います。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）

ありがとうございます。こちらについてもこの前回の会合でご案内、ご説明していると思いますが何かご不明点等御座いますでしょうか。よろしいですか、そうしましたら、この資料 14 番の通りに会議の方設置していくということでご承認して頂けるようでしたら拍手をいただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは承認事項の最後になります。規約の改正について、一点皆様にご確認いただければと思います。

〇宮原氏

資料の 15 番が上海 IPG 活動の現行参加規則と、改正案の対照表となります。一枚目から会員の定義、新規加入等の要件について、記載されておりまして、前半の部分については特に修正の遡上には上っておりません。

一枚めくって頂いて、紙の 2 枚目、ページ数でいうと 3 枚目、右下に五分の三と書いてあるページをご覧ください。この真ん中辺りに会員資格の喪失及び除名という条項が御座います。これがまず一点目の改正点となります。まず一つ目として、今まで会員の皆様が自ら退会したいという場合に、どうやって退会するか決まってませんでしたので、退会したい場合には事務局までその意思を書面で提示くださいということをひとつ加えました。これが一項になります。

それから二点目として従来のルールでは、年間の全体会合 6 回のうち、出席が 2 回に満たない場合には、事務局の方から続けますかというお問い合わせをしておりました。続けたいと、これから積極的にやりますというご意思の表明があれば、続けていただくという事だったのですが、その規定が出来て 2 年、3 年と経過したところ、毎年続けて頑張りますと言ってもなかなかそうはでない会員様もいらっしゃるものですから、そういった場合には一旦退会して頂いて体制等が整ったら加入して頂く事が良いのではないか考え、修正しております。

具体的に申しますと、2 年間ずっと出席していない状況であれば、一旦自動退会と扱い、半年以上経ってからまた再入会出来ることになるという規定になっております。それが 2 項、3 項辺りです。

そうした改正に付随して次の五分の四ページの方で、再加入ということを少し詳しく書いております。以前は一旦会員資格を喪失した方については一定期間の後再入会出来、その一定期間は幹事会で決めますと書いていました。今回は通常の自動退会或

いは希望して退会された方については半年経ったらまた、ご入会頂ければ良いと再入会までの期間を明記しました。

一方、IPG の名簿を勝手に外に出してしまったとか、そういう悪い事をして除名になってしまった場合には 2 年間の経過期間を置いて、その後であればまたお申し込み頂けると、それに付随して再入会する時にはきちっと今後は規定に伴う旨の書面を出して頂くといった様な改正の内容になっております。

以上のご説明で不明点等ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、改正点、手続き的な所で比較的分かりやすいところだと思いますので、一応今の説明でご理解頂けたかと思います。

改正内容についてご承認いただける場合には拍手を頂けますでしょうか。ありがとうございます、それでは本日の承認事項 3 点全て承認されたという事で、ご理解させて頂きます。どうもありがとうございました。

以上で承認の方は終了になりますので、幹事、グループ長の皆様一旦席のほうにお戻り頂けますでしょうか。

続きまして講演会の方に移らさせて頂きます。本日の講演は 3 点を予定しております。一点目が、長く我々上海 IPG の活動にもご尽力頂いて参りました経済産業省の模倣品対策、壇崎様より現在の日中知財ワーキングと模倣対策における日中協力についてご講演いただきます。それでは壇崎様よろしくお願いします。

第２部　講演会

【講演①】

【テーマ】「日中知的財産権 WG 等の模倣品対策関連事業における協力について」
【講　師】経済産業省製造産業局　模倣品対策・通商室　日本国政府模倣品・海賊版対策総合窓口　模倣対策専門官　弁護士　壇崎　隆之氏

皆さんこんにちは。只今ご紹介に預かりました経産省の壇崎です。ここで話をするのは何回目かも覚えて無いですけれども、ちょっとご存じの方もいらっしゃると思いますし、初めましての方もいらっしゃるかと思いますけども、簡単に私の事を紹介しますと経済産業省で模倣品対策通商室ということで、政府の模倣品対策の一元化窓口ということで、実際やっている業務というのは、皆様が中国等において困った事例があった時に、ご相談頂いて個別案件の対応をするというような事がまず一点あります。

実際、私、一昨日国家公安部の方とある企業様の案件で「刑事事件が動かなくなってしまって困った」と、「国家公安部に行ってくれ」というような話を受けて、そのミッションをもって国家公安部とお話をしに行って参りました。そいうった個別案件対応と、あと中国と今日本政府は様々な知財に関する対話の場を持っております。それの政府の調整という事を役割として担っております。

今日はその中で、皆様に是非ご協力いただきたい、お願いしに参ったという感じなんですけれども、その前提として皆様のご協力が無ければ、うちの事業というのが成り立たない、皆様のお声によって初めて出来てるという事を是非皆様にも知ってもら

って、是非当室の事業を活用いただきたいという観点からちょとお話させて頂きたいと思います。

　現在、所謂日中間の知財の対話の中でかなり大きなウェイトを占めている、従前ご紹介した事があるかと思いますけれども、日中知的財産権 WG というのがあります。これは 2009 年の 6 月に経済産業省と商務部が覚書を結んで「年に一回知財に関する関係機関を集めて知財の対話をしましょう」と、いう覚書を結びました。経済産業省と商務部の覚書ではあるんですけれども、毎年、商標法をもって工商局や著作権法を持っている版権局や海関総署など、様々な機関が集まっておりますし、日本側も経済産業省だけではなく、文化庁や警察庁、農林水産省など様々な機関が集まってやっております。

　これの議題というのはどうやって決めているのかというところなんですけれども、勿論最終的には経済産業省の模倣品対策室というのが、様々な意見を聞いて決める訳ですけれども、あまりあからさまに言っていいのか分からないのですけれども、経済産業省は皆様と違って知財権利者では無いので、本当の所の問題点というは実は自分たちでは分からないんです。なので議題を決めるときも皆様のお声を頂いて初めて議題を決める事ができるという認識におります。

　ですので、今後も今までの JETRO の宮原様やグループ長の皆様にご協力頂いて議題等を決めてきたんですけれども、これからも是非そういったご協力を賜れればということで、今日お話させて頂きたいと思います。

　これまでどうしてたか、というところなんですけれども、今まで第一回から三回までやってきました。

　第一回の主な議題は、ここに書いてある通りインターネットの問題、再犯の問題、行政機関間の連携強化、データベースの強化、データベースの構築の話、後は摘発を受けた後に処罰が出るまでに逃げてしまうという問題、あと、没収品が本当に廃棄されているかの問題、6 番目は地方保護主義の問題を、やって参りました。ここに書いてある星があるんですけれども、これはこの議題をやる際に中国側に本当に問題があるのかを伝えるために皆様にアンケート等を取らせて頂いたものをベースに中国側と議論しております。なので皆様のアンケートが無かったら議論できなかったんです。アンケートの結果を例えばインターネットの所では、その調査結果に基づいて中国の主要なサイトである、いくつかのサイトの模倣品の割合というのを見せて、「これだけ汚染されているんだから、良い加減インターネットの法律を作ってよ」という話をして、これが功を奏したかどうか分かりませんけれども、違法行為権利侵害責任法や、工商総局のインターネットに関する暫定憲法が出ている所です。

　また議題 4 の中に（）に書いてますけれども、12 の個別案件を出しました。皆様から頂いた 12 個の個別案件を出して、こういうふうに逃亡するやつがいるんだというような話を出して問題提起をするというような事をやっております。

　議題 6 の地方保護主義については、50 プラス 35 というのは、50 件というのはひとつのテーマに沿った問題点なんですけれども、合わせて 85 件の案件をエクセルシートにまとめて、こんなに「君たちの国の法執行は不本意な所が多いんだ」と、「案件があります」と、いうような事を告げて法執行の徹底を求めました。ただ 85 件はちょっとやりすぎてしまって、先方ドン引きしてしまいまして、こんな事をやるなんて破廉恥だみたいな事をその場でちょっと怒り出してしまってですね、ちょっとこの WG の継続は危ぶまれたんですけれども、それでもその中で今後も改正していかなければいけないし、水面下で出すのは全然良いよという様な話も最終的には頂けました

ので、これほどの効果があったのかなと思っております。
　第二回なんですけれども、この赤字の部分は継続案件という所なんですけれども、議題 3 の製造設備没収範囲の拡大というのも皆様にアンケート等を取った結果、製造設備の没収というのがほとんど行われていなかったんです。ちょっと前後しますけれども、我が模倣品対策室では毎年一回、中国の模倣品被害の実態調査というのを皆様にアンケート調査しているんですけれども、その中でどういった処罰を皆様やってもらいましたかというアンケートをした結果、製造設備の没収はほとんどされていないという実態が明らかになりましましたので、そのアンケートへの集中をそのまま先方に示してやってくださいというような話をさせて頂いております。
　また、議題 4 の違法看板取締強化という部分については、議題の第一回の議題 6 の、この 50 件と同じ 50 件なんですけれども、この 50 件が全然直ってないと、全然摘発されてないという事で、もう一回この 50 件を個別案件として使わせて頂いて、違法看板取締強化を求めるという様な事をやっております。これもやはり、後で説明しますけれどもある工業会から提案があった議題でやっているものです。
　議題 6 も不法経営額の適正な算定、ご存知の方も多いかと思いますけれども、中国は行政罰と刑事罰があって、不法経営額が高い場合だけ刑事罰になると、その算定がやっぱりしっかりしていないという部分で、これも 16 件位の個別案件を頂いた上で、理論構成を行って中国側と話をするというような事をやっております。
　やはりこういった個別の事例を頂いた上で中国側と話をするというのがもっとも効果的であって、先方にもビビットに話を伝える事が出来るというとこで、正に皆さんのご協力があって有効な言論が出来ているのかなというふうに感じている所です。第三回も引き続き、同様に個別案件を入れてやっております。議題は後で見ておいて下さい。こういう事やってますという所で。
　具体的にではどういうふうに協力していけば良いのかという所なんですけれども、これはひとつの例なんですけれども、さっきの看板の事例です。看板の問題何が問題だったかというと、ひとつの事例として聞いて頂きたいんですけれども、他人の商標を無断で営業看板に用いる事が、商標権侵害になるんだという事を明記した通達が過去存在していたんですけれども、それが廃止されてしまったと。それ（他人の商標を無断で営業看板に用いる事）が商標権侵害にならなくなった訳じゃないんですけれども、法改正の最後、条文番号の変更などによってその通達が廃止されました。それによって一部の地方で「営業看板の取締が出来なくなったんじゃないのか」と、いうような話があり、地方ごとの対応の変化が生まれていると、いう様なお話をある工業会さんから頂いてその業界団体さん自身も中国の工商総局の方に自分達のミッションを送って、口頭ベースで「それは商標権侵害に該当するんだ」というような話は頂いていました。
　それを受けて、先ほどの知財ワーキング第二回の方で、それを持っていって、今度はそれを口頭ベースじゃなくてちゃんと書面に残しましょうという様な話をして中国側と日本政府の知財ワーキングにおいては合意議事録という物を作っていて、その中で商標権侵害に該当するんだという事が、この議事録の中で明確にされました。
かつ先ほど言った 50 件の事例については今後もちゃんと検討してくださいという事が合意されました。そこで、知財ワーキングの中で 50 件、じゃあもうちょっと詳細にしてくれよと言われたので、今度は IIPPF の方にご協力も頂いて、IIPPF の方からミッションにおいてこの 50 件中国政府に出して、第三回の知財ワーキングにおいてはその 50 件がまだまだ出来ていない部分が多いと、通達が出来てないからなんじゃ

ないかという話もした上で、最終的には合意議事録の中に、通達の話が明記される事になりました。

その通達の合意議事録の抜粋をそのまま書いた物ですけれども、この中でこういう通達等があったんすよと、この通達は廃止になっているけれども事件の処理には参考としての価値を有していますよという事が明記されております。日中双方の文章で作られていて、双方の共同議長がサインをしているというものになっております。合意議事録の全文は当社のホームページで、ここのアドレスで？されていますので、ご興味のあるかたは是非ご覧いただければと思います。

ただ、まだこの問題は課題がありまして合意議事録でフィックスが出来たものの、その先それが地方にちゃんと填補されてるかという所はちゃんと見ていかなければいけないですし、されていない場合には経済産業省と商務部の覚書に基づく合意議事録がちゃんと働いてないんじゃないかという事で、商務部に働きかけもしていかなければならないという課題は残っていますけれども、やっぱりこういうふうに業界団体さんから、業界団体である必要は無いんですけれども、例えば IPG の WG でも全然良いと思ってますし、そういった所からこういった問題があるから、政府間で話をして下さいですとか、こういった議案を頂くと上手くまわせることが出来るんじゃないかということの一例だと思っております。

もうひとつありますけれども、これは先ほど資料の 9 でご報告頂いたものもそうですけれども、不法経営額認定プロセス検討会というのを、知財ワーキングの合意事項で開催しております。

これは第一回、先ほど 9 月に開催して、2 回は正に一昨日やって来た所です。これは上海 IPG の自動車 WG の皆様に本当にご協力頂いて、改めて感謝申し上げたいと思います。

これも私が上海 IPG の方に出させて頂いて、皆様に本当に色んな意見を頂いて、そういった中で知財ワーキングの中で取り上げさせて頂いて、かつ中国側にその問題意識を渡して、こういったセミナーをやりましょうと、いうことを皆様のご協力のもとご提案する事が出来、実際に既に 2 回開催する事が出来ております。

しかもこの2回の開催の中で中国側自身から今の不法経営額の算定についてはこういった問題点があるんだということが、中国の地方の当局から中央部門に話がされるというような形で、非常に意味があるものになっているというふうに考えております。こういうふうに、これもひとつの政府と皆様の協力した成果ではないかなというふうに考えています。こいうった形で今後も皆様とご協力できればというふうに考えております。

今後もちょっと直近にご協力を是非お願いしたい事が4つ程挙げさせて頂いております。

ひとつが、実は資料 17 の添付というものを見ていただきたいんですけれども、ここに詳細が書いてあるんですけれども、まずひとつが昨年の 12 月に IIPPF と IPG と協同して、広東省にミッション団を送りました。その際に広東省質検局に対して情報提供、再犯者と不法経営額に関する情報提供というのをやりましょうというような話を提案して、先方から前向きに検討する旨の回答がありました。

これ今、現在スキームの構築中でまだ出来上がって無いんですけれども、出来上がりましたら詳細も含めて皆様にご連絡いたしますので、是非やはりこれ作っただけでは意味が無くてその実効性を確かめるぐらいは知っておかなくてはなりません。ニーズが無ければ当然無理使うようなものでは無いと思ってますので、それはそれで良い

と思いますけれども、ちょっと実効性の確認だけはしたいと思ってますので、それは是非実効性の確認の際にはご協力いただきたいなと思っております。

ふたつ目なんですけれども、実は IIPPF のミッションの中で毎回質検総局に対して TSB が処罰権手帳を出してくれないんだと、いう事を要請していて出してくれるようにしてくれという事を要請していたんですけれども、それに対して質検総局の方から政府情報公開事例というものがあるから、それを使って開示請求してくれれば良いんじゃないかと。もしかして 1，2，3，6，5 の通報制度の中に情報照会というのが出来る事になっているから、それを使ってやってくれというような事をちょっと言われました。

これについては本当にそれで出来るのかという確認をしないと、この議論って前に進まなくなっています。なので、これも政府の方で予算ちょっと付けて調査をしたいというふうに考えております。調査案等できたらまた皆さんともご連絡差し上げたいと思いますので、是非これ皆様の案件ベースでしか出来ない調査なので是非その際にはご協力頂ければと思います。

3 つ目は先ほどからお話して頂いているように、政府間対話というのは皆様のお声があって初めて議論が出来ることですので、ご意見を当室の方に寄せて頂いて、こういう事例があるからこういう事を政府間対話でしてくださいというような事を事前に色々情報提供いただければ幸いです。

実際、知財ワーキングに関してはその時期に議題募集させて頂きますけれども、そのタイミングに限らずいつでも募集しておりますので、是非いつでもご連絡頂ければと思います。知財ワーキングの議論の中では色んなアンケートをベースにしてやりますので、アンケート等、当省から配布させて頂く際には是非ご協力賜れれば幸いです。以上お願いばかしで大変恐縮では御座いますけれども今年度は本当に皆様のご協力ありがとうございました。来年度も是非よろしくお願いいたします。それでは簡単ですが私からは終わりです。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）

ありがとうございました。

ご紹介頂いた活動等に関する質問等御座いましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご質問のある方は社名等をお話頂いた上でご質問いただければと思います。よろしいですか。

先ほど最後に 4 点ほどご案内事項というのが御座いました。JETRO も半分それにかかわることになりますので、是非具体的な事が出てきましたらご協力お願い出来ればと思います。では壙崎様ありがとうございました。一旦また 15 分休憩を挟まさせて頂いて 15 時 25 分から講演の方を続けさせていただきます。一旦お休み下さい。

それでは後半の方始めますので席のほうお戻り頂けますでしょうか。本日のふたつ目の講演となります。ヤクルト本社の中国における模倣品対策について、という演題で株式会社ヤクルト本社開発部理事の野方様よりご講演を頂戴いたします。それでは野方様お願いいたします。

【講演②】

【テーマ】「ヤクルト本社の中国における模倣品対策について」
【講　師】株式会社ヤクルト本社　開発部　理事　野方　健一郎氏

ヤクルト本社の野方です。
上海 IPG には初めての参加です。今までも東京で色々こちらの活動の噂をお聞きして、一度は出たいなと思っていましたが、なかなか来る機会が無く、今回こういう機会を与えて頂き本当にありがとうございます。
とは言っても私どもの模倣対策のお話しは今日お集まりの皆様にとっては、あまり役に立つ内容ではないとも思いますが、反面教師的な所で参考にして頂ければ幸いです。しばらくお時間を頂いて、ヤクルト本社のケースについてお話させて頂きます。
今日はまず弊社の成り立ち、それから海外展開についてお話させて頂きます。弊社の場合は海外展開は先進国からというよりは、東アジアや中南米からスタートしてます。ちょっと変わった所があるんですが、最近はグローバルに展開しています。そのような中で、ブランド戦略というか、商標戦略についても、ご説明した上で、中国において発生したいくつかの諸問題、それから対応についてお話させて頂きます。上手く行ったケースもありますが、後から宿題が出てきたようなものも沢山あります。そういうのも含めて参考にして頂ければと思います。それから時間があれば、その後に商標にプラスするブランド価値を高める要素、それに対する模倣の問題、そういう事を少しお話させて頂きたいと思います。
弊社の成り立ちですが、昭和 10 年の頃に最初、九州の福岡で、乳酸菌飲料の製造販売を開始しました。最初は会社組織ではなく、代田稔博士という大学の先生が発明した乳酸菌とそれを使った商品を普及する会という事で代田保護菌研究会という組織で始まりました。その頃の創業時の写真です。
最初はいくつかの地域で、フランチャイズ的な形で展開しながら全国に広がりました品質的にもサイズ的にもマチマチでしたが、1955 年に製造工場や、各地の製造販売会社を統括する組織としてヤクルト本社が設立させました。
うちの会社の名前はヤクルト本社といいますが、単なる本社ビルという意味では無く、会社の名前に本社が付くんですが、そういう成り立ちからです。
昭和 43 年、現行のプラスチック容器を導入いたしました。この容器のデザインは、工業デザインの世界で著名な剣持勇デザイン事務所というところにお願いしました。単純な形でが、非常に完成度の高い優れたデザインだったなと思います。もう半世紀近くになりますが、今でもずっと同じ形で使わせて頂いてます。
最近では長年の使用により自他識別力を獲得しているとして日本では一昨年に立体商標登録も認めらました。
ちなみに商品名のヤクルトというのはエスペラント語でヨーグルトを意味するヤフルトからの造語という事になっています。
当社の海外事業についてご説明いたします。割と古いんですが、1964 年に最初に台湾で事業を開始いたしました。台湾では「養楽多」（ヤンロード）という名前で事業を開始いたしました。数年経って次にブラジルヤクルト、それから香港に進出したんですが、香港では同じ漢字圏でありながら、一応広東語圏という事もあり、「益力多」（イーリード）という名前で事業を開始いたしました。70 年代はアジアに、80 年代にメキシコや中南米に等も進出しましたが、90 年代になってオーストラリア、それからヨーロッパ、アメリカなどの乳業先進国にも進出しています。

昨年度の数字ですが、32 の国と地域で同じ形状の容器で乳酸菌飲料を販売しています。うちの場合商品を毎日消費者の方に飲んで頂きたいとの事で、事業の規模を本数ベースで評価しているんですが、一昨年度の数字で毎日約 3000 万本の商品が世界で消費者の方に届けられています。

この写真は中国の上海地区で販売している商品です。日本では余り伸びはもう期待できないんですが、中国とかインドネシアでは今でも年 20%以上で伸びを続けています。

中国事業ですが、中国本土は先ほどの台湾、香港とは違って結構進出が遅くて今世紀に入ってからになります。2002 年に広州で事業を開始しました。香港に近かったという事もあって、「益力多」という名前で商品を開始したんですが、後から説明する商標の色々なトラブルが色々あって、2005 年に上海地区で事業を開始した時は「養楽多」という名前で商品を売っています。

「益力多」と「養楽多」二つのブランドを使い分けているというのは非常に変だなと思われるかもしれませんが、これから後で説明する商標のトラブルがあってという事になります。ここにグラフで示した様にその後、天津にも工場を作ったりして 3 工場体制でやっていますけれども、商品の伸びに生産体制も追いつかないような状況でやっています。

グローバルなブランド戦略という意味ではこの「Yakult」というブランドロゴと、それから商品にはこの輪っかがついた商品ロゴ、それから容器に関する立体商標、この 3 つを柱にして進出国や進出予定国で権利を取得するようにしています。もちろんヤクルトというのは乳酸菌飲料ですが、カテゴリーとしては乳製品なのか清涼飲料なのかちょっと微妙なので 29 類と 32 類には両方出すようにしています。立体商標についても、色々努力しながら取得しています。

その他商標関係業務としてはライセンス登録が必要な国については事業所との間のライセンス契約の登録を考慮するとか、レジストリーマークの使い方とか、デザインマニュアルを作りながら管理しています。

もちろん漢字標記も含めてですけど、必要な所ではヤクルトの現地語標記を合わせて出願しています。

防衛面では定期的にワールドワイド的にウォッチングして誤認混同を招くような出願があった場合は異議申し立て等の適切な対抗措置を取る事としています。

これが主な各国のヤクルトなんですが、デザインで気にも大体統一できているかなという感じです。

やはり容器の形が同じだというのは大きな意味があると思います。写真サイズがバラバラで縮尺が適当なのかなと思われてるかもしれませんが、実はサイズは国によって違いまして、中国で売っているヤクルトは 100ｃｃです。日本のヤクルトはご存知だと思いますが、65ｃｃ。それ以外に 80ｃｃの物があったり、この辺は現地の色んな消費者リクエストというものを考慮しながら進めています。

味については大体原則同じ製法でやっていますので、細かく言うと少し甘味料とかで、国の制度に従って少し使い分けている所もありますが、私なんかだと本当に味の区別はつきません。

次は店頭に並ぶ時のマルチパックの写真で、5 本セットだったり 7 本セットだったりしてるんですが、こうなるとデザイン・ブランド戦略の統一という意味ではマチマチだなあという感じになっています。これもやはり国によって好みのデザインがあるようです。

時代的な特徴としては最近やはりの低カロリータイプの物のリクエストがどこもありまして、ここにはそのヨーロッパの物だけですが、低カロリーというイメージで青色で使ったり、その他の国でも、これをラインナップに加える国が増えて来ています。

これからが本題ですが、弊社が中国で直面した色々な問題事例について紹介させて頂きます。進出が今世紀になってからという事で遅かった事もあるんですが進出前からいくつかの事例があったのでそういうものもお話させて頂きます。それからまだ未解決で進行中というものもありまして、そういう意味では具合の悪い所もあるんですが、そういったものも含めて参考にして頂ければと思います。

順不同でお話しますけれども、ざっとタイプ分けするとパッケージデザインの模倣、そして意匠や商標の冒認登録、それから商号に関する問題、それから一般名称的な使い方に関する問題、それから最後に通販サイトに関する問題。こういう形で幾つかの事例をお話させて頂きます。

まず最初は、これは進出前の話なんですけれども、ドリンクタイプヨーグルト、弊社では「ジョア」という商品があるんですけれども、そのデッドコピー品が見つかったという事です。まだ進出前だったので、事業所も何もなかったんですけども、偶然中国に出張した社員が、「お店でコピー商品が売られてるのを見つけました」と報告がありました。左が真製品で右がコピー商品です。当然進出もしてませんから、意匠とか著作権の権利も何も有りませんでしたので、対抗措置は難しいかなと思いましたが、偶然防衛的にこのジョアという商標だけは主な主要国に出願して登録したりしてましたので、この商標登録ジョアに基づいて使用中止の警告書を送りました。

デッドコピーの商品が発見されて、色々調査したんですけれども実は品質は非常に悪い。うちの場合はヤクルトなんかと同じように乳酸菌が生きて含まれているんですけれども、コピー商品は賞味期限が確か常温で半年と書いてあって、取り寄せて調べてみても乳酸菌なんか1匹も入ってない、単に乳を酸を加えて酸乳にした様なタイプの粗悪なものだったんです。

それからどういう所で作っているのかなと思ったら、大学の中の研究室に毛の生えたような工場で作ってる。そういう意味では本当に安全面でも怖いなと思うんですけれども、そういう商品でした。

商品の製造元に対して商標権に基づいて警告を送りました。そうすると、もう相手方から謝罪と「今後やりません」という事で直ぐに返信が来て、一応解決という事になりました。

どうしてこんなコピー商品作ったんだと聞くと、非常に綺麗なデザインだったからつい使ってしまいましたとかいう様な理由でした。

そうは言っても、その事前の準備の段階で使ってない商標に基づく権利行使だったので、対抗で不使用取り消しを受けることを想定し、現地の代理人と色々相談しましたが、「中国の場合は新聞広告すれば使用実績になる」とアドバイスがありまして、急いで新聞広告をやりました。でも、実はあまり役に立たなかったんですが、その時は相手から不使用をかけられなかったので、気がつきませんでした。

それから反省点としてはもう1つ、再発防止策。これが徹底できずに、止めますって言ったから、それを信じて終わりにしたんですけど、数年後にまた同じようなデザインが今度はアメリカで売られていました。その時も「何でまたやるんだ」という警告書を送ったらその時はもうめんどくさくなったのか、商標のジョアだけは抜いてデザインの模倣は全く同じだったんで、再度警告を送りましたが、それから先は非常に

対応が悪くて、そのうち返事が来なくなりました。
相手が止めると約束した時も、中止の確認の仕方というのは反省点でした。
次は意匠の冒認登録の話です。2003 年、私共が進出した直後でしたが、当社と同じ広州市で類似品、ヤクルトと同じような容器を使った乳酸菌飲料を売ってた会社が既にあり、。「○○○」といういう会社から代理人を通じて手紙が来ました。どういう手紙かというと、同業者からいじめられてるんだと言うんです。「△△△」という会社から、「おたくの商品はうちの意匠権の侵害だ」っていう警告を受けて困っている。ヤクルトだったら何か出来るんじゃないですか、本当に目糞鼻糞の話だったんですが、実際調査してみますと、ここに書いてある様にヤクルトと同じ容器を使って一応文字は入ってますけど、そういう意匠が登録されていました。
意匠の場合は中国では無審査なので出願すれば登録になるという事情も分かりました。
新規性という意味で無効事由を持た登録でしたが、そうやって人に対して権利行使するような図々しい相手だということあれば、放置は出来ませんでしたので、早速無効審判を請求しました。
数年かかりましたが、冒認意匠はちゃんと取り消されましたがやはり無審査登録の意匠のウォッチングというのも重要だなと思わされました。
次は弊社の関係会社でヤクルト球団という会社があるんですけれども、そこのペットマークの盗用という事件です。
これも広州で事業を開始した直後でしたが、その社員がお休みの日に遊園地に遊びに行ったら遊園地のアイスクリーム売り場で、このカップにアイスを入れて売ってたんです。そこにうちのスワローズのペットマークの「つば九郎」というんですが、これとそっくりな絵が描いてあるという連絡がありました。これは帽子をかぶってはいませんが、バットを持っている姿とかが全くコピーだろう、オリジナルでは無いだろうという事で、早速その相手方に「そのキャラクターは当社の著作権であり、そういう物を商標として使う事は著作権の侵害だ」と使用中止等の警告を致しましたが、相手方は商標出願して登録してたんです。
ちゃんと登録に基づいて使ってるんだから、使用中止は受け入れられないという事で、交渉は決裂しました。しかし放置は出来ませんでしたから、当社の著作権に基づいて商標の無効審判を請求しまして、4 年位かかりましたけれども、一応無効の審決は勝ち取りました。
でも本当に商標が無効になる頃には相手の商品も無くなってて、ちょっとむなしい感じもしたんですが、そういう事例です。
これはちょっとおまけの話なんですけど、「つば九郎」というのは、スワローズっていうくらいですからつばめのキャラクターなんですが、多分相手はペンギンだと思ったんじゃないかと思うんです。アイスアイランドとか氷の島に住んでるキャラクターですから多分ペンギンと間違えたんだろうなとは思うんです。その辺はちょっと笑える話ですけども、そうは言っても中国は何でもありだなという感じをした事件です。
これも女性の方には変な写真が出てきて申し訳ありません。これは少し複雑な案件でまだ未解決の状態の話なんですけれど、事件が発生する前にちょっと前兆もありました。第三者の商標出願がウォッチングに引っ掛かったんですが、「Yakult」「養楽多」っていうのを 25 類、指定商品衣料等に出願して公告になったのが見つり、一応異議申し立てをしていました。
衣料品ですが、弊社の現地事業所ではちゃんと社員のユニフォーム作っており、こ

こに「Yakult」とか「養楽多」とか書いてあるんですけど、それは商標的な使用では無いと分かったんで、深刻性はないと判断し異議申し立てで対抗していましたが、2010 年の 11 月、一昨年ですけど突然うちの中国事業所に相手の代理人から警告書が来ました。

内容は、当時広州でアジア大会が開かれており、その水泳競技の中で、選手が「Yakult」っていうロゴの入った水泳キャップを使っていた。ちょっとこれでは分からないんですけれども、この選手の白い帽子に「Yakult」っていうロゴが入っているんです。それは商標権侵害だから即刻中止と損害賠償を求めるという警告書でした。色々調べてみると、当社はこの大会のオフィシャルスポンサーにはなってません。だからヤクルトがこういう形で使われるはずは無いんですけども、何人かの選手はそのヤクルトのロゴの入ったキャップを使ってました。

おそらくその半年位前に開催された世界水泳がヨーロッパで開催されたんですけれど、そこでうちはオフィシャルスポンサーとしてこういう物を提供しており、そこで配布されたキャップを、このアジア大会でも勝手に選手が使ったというような事だったようです。

それはともかく、まだ相手の商標はこちらが異議申し立て中ですから未登録で、未登録の商標に基づく権利行使は出来ないはずだからという事で、こちらも毅然とした対応をする事にしました。

最初は 100 万円で買ってくれないかとの話もありましたが、商標取得自体が不正な意図に基づくんだから放棄すべきだと、毅然な対応をしましたが今度は嫌がらせで、「こういう女性用の下着に商標「ヤクルト」を付けて売るぞ」みたいな写真とメールが来ましたが、やはり安易な金銭による解決はしないようにしました。

合わせて今後とも営業妨害的な行為があれば、その場合はまた法的手続きは取ろうという事になったんですけれが、最近はうんともすんとも言わなくなったんで、諦めたのかなとも思ってます。

こういう事もあり、中国では主な商標については全区分で出願するようにしています。

これまではちょっと笑える話ばかりですけれども、これは結構深刻な問題でした。最初にお話しました様に弊社は 1960 年代、最初は台湾でこの「養楽多」という商標で事業をスタートさせました。数年後に香港に進出した時は「益力多」と、ヤクルトの漢字語訳が 2 種類あり、それがそもそもの発端なんですが 2002 年に中国本土に進出した時は、香港の近くだったという事もあり「益力多」を使うと事にしました。そうすると早速、中国でうちが使ってない「養楽多」を使って事業を開始するという第三者が出てきました。

前兆もありました。2000 年に「養楽多」を中国で出願した第三者がいました。それから翌年にはうちが中国で防衛的に持っていた「養楽多」商標に対して不使用取り消しがかけられた。でも別名義だったんで、関連があるとは思って無かったんですけれども、後から考えると張本人は同じだったんです。

ある日ニュースで「香港ヤクルトが中国に進出」なんてニュースが出て、当社の香港グループ会社にはそういう許可はしてないなと思ってたんですけれども、そこで言う「香港ヤクルト」というのは実際香港にあるうちのグループ会社ではなくて、香港養楽多集団という商号を取ってダミー会社を設立して、これを経由して中国に進出するという話しで中国で乳酸菌飲料の事業開始をすると派手にニュースをリリースしました。

この写真は事業開始の記者説明会ですがちょっと見えないんですが、「養楽多」という文字がずばり書いてあって、これは困ったなという事になりました。色々代理人とも相談しながら対応については検討したんですけれども、香港でできた会社、これもまずはつぶさなくてはいけないという事で、香港で著名商標の誤認混同という事で、その会社の商標使用停止を求めた訴訟を開始しました。

さっき言ったように香港では「益力多」というのを使ってて、実際の会社は「養楽多」ですから、全然違うんですけれども、理屈としては香港と台湾というのは、今は相当人が行き来してると、だから香港でも「養楽多」と言えばヤクルトの事だと思い誤認混同する人が沢山いるという理論構築で、ちょっと厳しいかなと思いましたが、逆に香港の裁判官の方は相手の悪意があるというのを心証に持ったらしく、勝訴する事が出来ました。

中国の方は最初ずばり「養楽多」という商標を持ってたんで、「養楽多」商標の商標権侵害という事で、商標の使用中止、それから商号の中止等を求めました。

先ほどのケースで言ったようにちゃんと新聞広告がうってるから、不使用取り消しを受けているけれども大丈夫かなと思ったら、「新聞広告は使用実績としては認められません」とあっさり商標が取り消しになってしまいました。

そういう事で商標権に基づく訴えが困難になりましたが、最後は相手がアルファベット標記で「Yakudo」という商標を使っており、「Yakult」と「Yakudo」は類似だという裁判所で判断して頂いて、勝訴する事ができました。

これもやはり裁判官の人も相手の悪意性を心証に持ちながら、こういう判断をして下さったのかなと思いますが、非常に理論構築としては苦しかったけれども上手くいったケースです。

本当の事を言うと、実質的には相手方がお金が無くなって自滅したというのが事実かもしれません。ご存知の通り香港というのは訴訟にすごくお金がかかりまして、単にダミー会社の商号を取り消すだけで相当な訴訟費用かかります。そういう事に逆に相手が耐えられなくなって、どっかに雲隠れしたというのが実情のようです。

という事があったんで、今でも中国では「益力多」と「養楽多」と両方の商標を使いながら、最強の不使用対策は（商標を）使う事だという事で、やってるのが実情です。

これはちょっと中国の問題ではないんですけれども、次はアメリカで起こった事です。西海岸地区にはアジア人居住地区というのがありまして、中国・台湾・韓国・日本の人が割りと沢山住んでる地域があります。そういう所ではアジア人専門のスーパーがあり、そういう所でこういう「養楽多」という漢字表記をした商品が売られていました。

アメリカでも一応漢字の商標は、防衛的に登録出願はしてたんですけれども、使ってない商標でアメリカの場合は権利行使は出来ないという事で、これは未解決のままになってます。

一方で、アジア人がこの「養楽多」というのを見たら、やはりヤクルトの商品かなという誤認混同の可能性はあり悩ましい事例ですけれどもやはり商標制度だけではブランドはなかなか守りにくいなという事例です。

次は、パッケージの模倣の問題ですけれども、進出して数年後、うちの商品も伸び盛りの頃だったんですけれども、店頭で、うちの商品が（写真の）上ですけれども、それとそっくりな、左右対称にした様なデザインのもですけれども「□□□」という

商品が見つかりました。対応策を色々検討してたんですけれども、この頃にはJETROさん経由で情報収集もしてましたので、作戦も万全に立てました。

相手の会社は広州でしたが、広州でやるとやはり相手に有利な判決が出るかもしれないという事で、その商品が売られてたお店、上海で（模倣品を）売ってたお店を第二被告として加えました。第二被告とは言っても当社の商品を扱ってもらってるお店ですから、そことは喧嘩したくないので、根回しをし、お願いした上で、第二被告に入ってもらって上海の中級裁判所で訴訟を起こしました。

それから事前交渉もあまりやらないで、すぐに訴訟を提起いたしました。そうしますと審理に入るのと同時に裁判所から和解勧告があって、デザインを変更する、それから一応賠償金も払うという事で和解案を掲示されて相手もそれを受け入れましたので、それを和解によって実質勝訴という事で解決出来た事例です。

それから、これは一般名称化・希釈化の問題です。見難いんですけれども、この所に「養楽多香精」というのが原材料名で書いてある。これはヤクルト・エッセンスていうふうな意味なんですけれども、ヤクルトの一般名称的な使用だろうという事で、こういうのは商標権侵害だからという事で、この商品のメーカーと、この香料を売っているメーカーと、両方に警告をしました。

香料会社の方はすぐに止めてくれたんですけれども、商品を売ってる会社の方はうちは原材料に書いてあったのをそのまま使ってる訳だしと言って、全然知らんぷりで交渉が進みませんでした。

連絡しても担当者はいないですとか、そんな形で結局交渉にならなかったんですけど、その辺はこれが本当に有効かどうか分からないんですが、相手から返事が得られない場合に最後通告書というのを一応出して返事が無いという事は、こちらの主張・要求に異存が無い事と理解してますと、もし今後違反があったら損害賠償責任ありますよという事を、中国の場合は公証付きの書面と言う事で送りつけて、何も返事が無くても受け入れたという既成事実作りにやっています。

これがどれくらい法的効果があるかどうかは分かりません。その後特に違反が無いんでそういう事にしてます。

これからは、ここ数年ずっと伸びてる通販サイトの問題です。色々、飲食品に一般的に使われている事が多いんですけれども、あとは隣国からですが、隣国のグループ会社の真正品が入ってくる。それから食品以外で使われているものが色々あります。

まず最初は、一般名称的な使われ方ですけれども、ここには「◇◇◇のヤクルト」という表示がしてあります。もう「何でも乳酸菌飲料はヤクルト」だっていう使い方なんですけれども、これについては直ぐに削除請求しています。ガイドラインが出来てて商標権が有れば、削除請求する事は簡単に出来ますのでルーティン業務になってますけれど、そういう形で削除請求して止めてもらっています。

それから次は真正品ではあるんですけれども、隣国のグループ会社の物がどんどん流入していくというケース。これは商標の地域別ライセンスの事があるんで、やっぱり中国の事業所にとっては迷惑な事なので一応止めてもらってます。

それから次は、何でこんな物が売れるのかどうか分からないですけれども、ヤクルトの形をした修正テープで、こういうものはやはり、指定商品が違うという事で削除請求を一応しても、なかなか認められないようです。別途の対応が必要になってくる事例です。

ウォッチングしてますと、商標の侵害品が見つかる事もあります。これは台湾製の商品なんですけれども、よく分からないんですけれども「養楽多蒟蒻干」と書いてあ

るんですね。意味を聞いてみると「ヤクルト味のコンニャクゼリー」というふうな意味のようなんですけど、「養楽多」ていうのがずばり商品の表示で書いてありますので、これは商標権の侵害品だろうという事で、通販サイトで見つけたんですが、台湾で調査して、その台湾の製造元の会社に警告書を送ったりしているところです。これも進行中のものです。

これから先が最後の話になるんですけれども、ちょっと視点を変えまして、模倣品と言うのとはちょっと違うかもしれませんが、うちの乳酸菌飲料、それからヤクルトのブランドの価値ついてちょっと考えてみました日本では、ヤクルトというのは 5 本パックで 180 円程度で売られています。一方で他社の競合品の市場価格というのは、倍の 10 本くらい入って同じ価格以下で売られています。そういう意味で価格差は 2 倍くらいある訳です。これだけ差があっても商品の売れ行きは全く見劣りしませんので、競争力がある、ヤクルトのブランドっていうのはそんなに競争力があるのかなっていう話になるんです。10 円、20 円の世界ですけれどもそういう考え方も出来ると思います。

一方で弊社ではその他にも飲食品、清涼飲料や果汁飲料それからお茶とか、コーヒー、ヨーグルトも含めて出しているんですけれども、その他の商品ではこれにヤクルトのブランドを付けても全く価格競争力はありません。店頭で他社のものと厳しい価格競争をやっている。

という意味ではヤクルトというブランドの価値は乳酸菌飲料にのみ価値があるというか、差別化する効果があるということになります。それはどこから出てきているのかという話しです。当社の場合は創業当時から研究開発に力を入れていまして、研究所で基礎研究、乳酸菌の整腸効果とか、免疫力の回復とか、がんに効くとは言えないんですけれども、がんを抑制する効果があるとか、生理効果を訴求しているんですけれども、もちろん薬事法等を順守していますが、こういうエビデンスを私どもは活用する事をやっています。そのやり方としては営業の最前線、ヤクルトレディの方々へはこういうテキストを作って分かりやすくその効果を説明しています。それからオピニオンリーダーとしての栄養士のかたがたを対象に講習会を開いて、そういう乳酸菌の効果について広報活動をやっています。

また、そういうエビデンスをベースにして日本では公的認証制度、俗にトクホと言いますけれども、そういうものを取得したりして差別化してる訳です。そういう事の活用がヤクルトという乳酸菌飲料においての差別化に有効に働いているんじゃないかと思います。

そうなりますと、それに対するただ乗りというのも有りまして、ヤクルトと同じような乳酸菌を使っているからヤクルトと同じような効果があるんですよというな売り方をする他社さんもいらっしゃいます。それに対してはヤクルトの商標のずばり侵害では無いんですけれども、やはり実際確かめてみないで、製造の管理もきちんとしないと、同じ乳酸菌であっても、同じような効果が得られるとは限らないんだという事で止めてもらっています。トクホ等の制度がある程度それを守るような効果もあるのも事実です。

そういう意味で、日本で取得したトクホが、国際間でも通用するような仕組みが出来れば、海外でもこういうエビデンスへのただ乗りというのを防止していけるんじゃないかという事を思っています。

今日のお話は以上です。

去年は戦力的に非常に貧弱だったんですけれども、頑張りましたが、今年は更に戦力

ダウンという事で不安はありますけれども今年も頑張りますのでスワローズのほうも応援を宜しくお願いします。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
ありがとうございました。ご質問をお受けしたいと思います。では竹市様。

〇トヨタ自動車　竹市氏
トヨタ自動車の竹市と申します。
本当に興味深いお話ありがとうございました。商標に関係して立体商標保護からブランド価値など、いろんな論点が入っていて非常に楽しく興味深く聞かせていただきましたし、さすが日本で最初に形状のみで立体商標を取られたという会社で、商標の力を入れている会社だなというふうに本当に思いました。
1つだけちょっと私が聞き落としたのかもしれませんので伺いたいと思います。主に中国の事をお伺いしたいんですけれども、今日出てきた中国の事例は、商標の事を中心に議論されていると思いますが、中国におかれまして、所謂文字を模倣しているのではなく形状だけ模倣しているのがあるのが否か、またそれに対して対策をどのようにしているのかと、それを少し教えていただければと思います。

〇ヤクルト　野方氏
これは立体商標に携われた会社さんだとご存知かもしれませんが、中国でも前の日本と同じように形状のみの容器の立体商標はなかなか認められない現状がありますので、中国では立体商標は文字の入った物しか取得してません。
再チャレンジでやっているんですけれども、なかなかまだ上手く行ってない状況です。だから容器形状だけ同じだという事だとちょっと権利行使がしづらい状況ですけれども、非常に類似した容器、ずばり同じ容器、それからずばり同じ容器を使った他社さんもいらっしゃるんで、ちょっと最近は著作権的なアプローチで出来ないかなと思っています。

〇トヨタ自動車　竹市氏
不正競争防止法等での対応を検討された事はございますか。

〇ヤクルト　野方氏
容器の形状のみで不正競争は検討したことはないです。やはり実は香港で古くから事業をやってた事もあって、私共が中国に進出する前から、似たような容器を使った製品ていうのが中国でも流れてたと言うのが実情ですので、うちが最先発というわけでもないので、なかなか容器の形状のみの不正競争というのは、先ほどのパッケージデザイン全体を含めれば可能ですけれどもなかなか難しいのかなと思っています。

〇トヨタ自動車　竹市氏
どうもありがとうございます。今後も是非ともどんどんリーディングケースを作っていただければなと思っています。宜しくお願いします。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
その他何かございますでしょうか。

○富士通　小澤氏
富士通の小澤と申します。本日はどうもありがとうございました。
私事ですけれども、この 20 年ほどスワローズ応援させて頂いております。今シーズンも検討をお祈りしております。
つば九朗の話にもありましたけれども、他社による商標登録がされていて、それに対して著作権の存在の使用を理由に無効審判を請求したとお話がありました。図柄なので著作権なのかなとは思いましたが、ヤクルト様としては商標は取っていなかったということでしょうか。そして著作権を理由にした異議申し立てについては、その後どのようになりましたでしょうか。

○ヤクルト　野方氏
スワローズにつきましては海外進出っていう事をあまり想定してませんでしたので、スワローズ関係の商標を海外で取得しておらず商標に基づく無効審判ていうのは出来ませんでした。
本当に勝算は分からなかったんですけれども、先ほど言いましたように著作権の無断使用だという事に基づく無効審判が、相手から反論はあったんですけれども、一応無効事由が認められて取り消す事が出来たのは事実です。
同じようなペットマークを別の人が別な分類で取得したケースもあるんですけれども、それも同じように著作権に基づく異議申し立てだったんですけれども、それも成功しています。

○富士通　小澤氏
ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
時間の関係で更にもし何かあれば、ひとつだけご質問お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○エプソン　山口氏
エプソンの山口と言います。ありがとうございました。
韓国からの製品が並行輸入だと思われるんですけれども、それが排除の対象になっているという事につきまして、通常で言えばなかなか法的な問題があるし、摘発しにくいんじゃないかと思うんですが御社として格別努力されたことがあったとか、格別な方法がもしあれば教えていただきたいと思います。

○ヤクルト　野方氏
並行輸入に関する運用というのが、はっきり良いとも悪いともまだ決まってなくて裁量によってある程度幅があるのかなと感じてる所です。

○ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
ありがとうございます。そうしましたら野方様のご講演は以上とさせて頂きます。どうもありがとうございました。拍手をお願いいたします。
それでは本日最後のご講演となります。バンダイにおける模倣品対策という演題で、

株式会社バンダイ、法務・知的財産部ゼネラルマネージャーの小薗江様よりご講演頂戴いたします。小薗江様よろしくお願いいたします。

【講演③】

【テーマ】「バンダイにおける模倣品対策（民事訴訟、強制執行、その他）」
【講　師】株式会社バンダイ　法務・知的財産部　ゼネラル　マネージャー　小薗江健一氏

バンダイの小薗江でございます。
冒頭ですが、お詫びとお礼を申し上げたいと思います。
まずお詫びですけども、上海 IPG の参加ですが今年はこれが初回でございまして、昨年度も一回だったので新しいルールでいきますと、ここで退会という事になりますが、来年は 2 回必ず出るようにしたいと思っております。

それからお礼ですが、今年度 IPG の方々と IIPPF とが連携して中国の政府機関に対して様々な働き掛けをすることが出来ました。IIPPF 中国担当幹事として御礼申し上げます。ありがとうございました。
それでは私の講演に入ります。バンダイにおける模倣品対策、特に最近行いました民事訴訟等についてお話したいと思います。
生生しい話は、発表画面にしか入っておりませんので、お手元の資料ではなく、前の画面を見て頂きたいと思います。

最初に民事訴訟前の当社の取組みを若干説明し、その後に民事訴訟、強制執行、そして今後どうするのかという順でお話します。
まず民事訴訟前の取組み、その 1 です。何れの企業とも同じだと思いますが、商標権侵害の摘発からスタートしました。これを始めたのは 2002 年からです。それ以前は 4、5 年くらいのサイクルで模倣品が目立ってくると何らかの手を打とうとするものの、経験が無いため上手く行かないということが続いていました。2002 年からは継続的に中国で模倣品対策を行っています。
継続的な模倣品対策を進めて 1，2 年しますと、商標権侵害品は激減しました。しかし、模倣品は全く減りませんでした。
こちらの写真の様に、バンダイの CI（ロゴ）や、ガンダムという商標（サンライズという関係会社が登録）は使わないものの、パッケージイラストはそのままコピーする模倣品が多く出回るようになりました。
商標権での摘発は出来ないので、反正当競争法違反として、著名商品の包装の違法複製として摘発しました。これを始めたのは 2004 年からです。
これを始めて 1 年半位は順調に摘発出来たのですが、2 年も経たないうちにパッケージしか摘発できなくなりました。
また、別な問題として、プラモデルの完成品が冒認意匠登録されることがありました。プラモデルは組み立ててないものが商品ですので、組み立てて意匠登録することは考えもしなかったのですが、模倣品業者は弊社のプラモデルを買って、それを組み

立てて意匠登録する。その上で、行政摘発を受けた際に、模倣品業者側は「パッケージは著名商品の違法複製に当たるかもしれないが、中身は独自の知的財産権で保護されているので返却してくれ」という要求を AIC に出しました。残念ながら、SAIC により「知識産権局とのコンフリクトがあるため、中身は返す」という判断がなされました。

更に、店頭にパッケージだけを並べて、お客様が「このパッケージ」と選ぶと、居住区内にある倉庫から商品の中身を取り出して、売るという新しいスタイルの販売方法も見られるようになりました。この販売方法だと AIC が摘発に入っても、店頭のパッケージしか持っていけない、これでは意味が無いなということが 2004 年から 2005 年の間に起こりました。

そういった事情から、公安による著作権侵害での刑事摘発を目指すことにしました。

司法解釈 2 によれば、営利を目的とし、著作権者の許可を得ずその文学作品、音楽、テレビ、コンピューターソフトや及びその他の作品を複製発行するとき、合計数量 500 部以上ならその他酷い情状、2500 部以上はその他特に酷い情状にあたるとありますので、違法経営額は関係なく、違法複製枚数だけで著作権に基づく刑事立件が可能です。

2006 年から著作権の活用に取組み、2008 年 8 月に、H 社という会社を摘発しました。

その結果、これは新旧 2 工場を同時に摘発した結果ですが、完成品が 2 万件、パッケージが 1 万 3 千枚、取り扱い説明書が 1 万 3 千部ということで、2500 部（枚）を超えてますから司法解釈の 2 の「特に酷い情状」にあたり、3 年以上 7 年以下の実刑確定に当るはずであり、刑事立件されるものと思っていました。

これが工場の写真です。少し寄りますと、これが作られていた商品です。これが梱包されて商品が積まれている状況です。それから、この丸いものがなんだか分からないと思いますが、写真で寄りますとこれはパッケージです。空のパッケージをこういう風に束ねてあります。このパッケージのストックを工場に運び込んで、組みたてて梱包する場所があるのでしょうが、このように様々なものがありました。

また、取扱説明書、さらに製造中の部品も無数に発見されました。これは模倣品工場のショールームの写真で、ここでは完成品を見せて、商談をしてたのだろうと思います。

いずれにしても、今お見せした画像は工場の一部分だけで、実際はこの倍くらいの量が一度に摘発できたということです。

ただ、残念ながら、刑事立件を考える際に、著作権法上の侵害と刑法上の著作権侵害罪とは違う可能性があり、検討が必要だと現地公安から連絡がありました。簡単に言うと、著作権法では著作権者の許諾を得ずにその著作物を複製した場合、権利侵害になるとあります。

一方、刑法の場合は文学作品、音楽、映像、テレビ、コンピューターソフト、及びその他の作品を複製した場合とあり、全ての著作物の複製を対象にしていない可能性があるのではないかとのことでした。もうちょっと詳しく言いますと、「著作物を複製する」ということが、著作権法上で定義されていまして、このときの著作物とは 3 条で文字の著作物、構図著作物、音楽、美術、写真、映画、設計図、コンピューターソフトウェア、法律、行政法規に定めるその他の著作物と列挙されており、ほとんど創作されたものは何でもカバーされるようになっています。これなら著作物を複製すれば著作権法上の侵害になるのは間違いないのですが、一方刑法 217 条の著作権侵害

罪の方は、文字作品、音楽、映像、テレビ、ビデオ、コンピューターソフトや及びその他の作品とより狭く書かれており、その他の作品というのは、この並びでいくと海賊版しか該当しない可能性があるとの指摘が現地公安からありました。断定はされなかったのですが、今回の摘発で見つかった模倣品等が 217 条の侵害物にあたるかどうかは疑義があり、刑事立件はしづらいとのことでした。

※なお、現地公安の説得には活用できませんでしたが、その後 IIPPA のミッションで国家公安部に確認したところ、著作権上の著作権侵害と著作権侵害罪の保護対象は全く一緒だという見解を頂きましたし、また最高人民検察院に伺ったときも「全くイコールです」という説明がありました。書き振りが違うのは、法律が制定された時期が違うだけのことで、保護対象は全く一緒とのことでした。

こういった中、刑事立件が困難と判断し、止むを得なく民事訴訟をする事になりました。2010 年の 1 月に 41 件の民事訴訟を提起しています。被告は、摘発された工場の H 社と H 社の北京の販売代理店を一緒に訴えました。販売代理店については商品を公証人を連れて購入し、売ってたという事実を確定の上、北京市の第一中級人民法院に訴訟提起しています。提訴後、3 月に証拠保全手続のために裁判官が北京から H 社まで行ってくれています。

しかし、H 社は裁判官が要求した会計資料を全く出しませんでした。一方、地方公安は H 社に対する尋問記録を含む一連の資料を裁判所に提出しました。更に、地方公安は、この件は刑事ではなくて、民事で解決すべきものと考えたため、刑事立件は見送った旨の書簡も第一中級人民法院に提出しております。

その後、口頭審理が 4 月 21 日、22 日の二日間に渡って行われました。そして判決が 6 月 23 日。これは権利者側ですので淡々と言っていますけど、被告人側だったらこのペースで裁判審理が行われると厳しい様に思います。実際に被告に訴状が届いたのは 2 月で、直に春節の休みが入りますので、ほとんど何の準備も出来ないままに裁判官による 3 月 3 日の工場訪問を受け入れています。

判決は、6 月 23 日、第一審バンダイ勝訴でした。侵害品プラモデルの製造及び販売の停止、21 世紀経済新聞（中国の大手経済誌）への謝罪広告（期限内に謝罪広告しないと裁判所が判決内容を当該新聞に掲載すること）さらに損害賠償金として 83 万元、約 1000 万円の支払を命じる内容でした。損害賠償金は H 社と H 社の販売代理店に分かれて計算されております。

ただ、我々は不法利益と、模倣品を根絶するために金型没収も求めましたが、特段の理由開示なく、認められませんでした。

この画面は一審判決後、上訴期限を前にバンダイも上訴すべきか否かを判断する時の資料です。H 社はもう既に上訴済み、バンダイの上訴期限はまだ若干余裕がある中でどうするかが議題だったのですが、我々としてはバンダイとしても不満の残る部分を争うために上訴した方が良い、二審で判決が逆転して非侵害になる可能性は低い、金型を没収して破壊することを実現するためにも二審で争ったほうが良いという見解でした。

それから損害賠償金の増加、これは証拠保全手続きで裁判官が H 社の現地工場まで行っていただいたのですが、一切会計資料を出さなかった、これは裁判所への敬意に欠けるものだということを論点に加え、懲罰的な損害賠償金も目指そうと考えました。

残念ながら第二審判決はバンダイ勝訴だった原審維持となりました。そのため、不

法所得の没収と金型の没収は二審でも認められず、その判断は一審裁判所の裁量の範囲内だと、二審の裁判官での判断として示されています。
不法所得の没収も金型の没収も法律上可能だが、一審の裁判所はすでに様々なファクターを勘案の上判断を出しており、この判断は裁量範囲内で間違っていないということでした。
また、参考までに損害賠償金認定額の内訳の抜粋を載せています。一個だけしか購入してない商品とそれから公安で一度摘発してもらった商品、摘発時の個数が二千百二十個や、千五百個など数の多い商品があるのですが、我々の損害賠償の請求額は一律で6万元にしていました。それに対しての認定額はほぼ1万4千から1万6千元で、摘発時の個数が特別多いからと言って、損害賠償認定額が比例して特別高くなることはありませんでした。若干、認定額に反映されている様にも見えますが、そういう結果でした。

2010年の12月17日に判決が出た後ですけども、被告は判決の履行は一切しないため、判決後のアクションとして、昨年の2月15日に北京市の第一中級人民法院に強制執行の申立をしております。4月19日から22日に北京から裁判官3名と書記官3名が現地に行き、強制執行をしています。H社の現金口座二つを確認し、その口座にあった19万元は裁判所の口座に直ちに送金したり、その口座を凍結して入金が有ったら全部裁判所の口座に自動的に送金される手続をしました。
それ以外にも資産を調べられたとのことですが、この工場は創業者から受け継いだ2代目がやってる工場で、創業者は亡くなられていたのですが、遺産相続の手続がなされておらず、工場の土地・建物の殆どは亡くなれている父親名義で、本人名義の物は少なく、トラック等を差押さえた程度に止まりました。その後、北京に戻ってきて4月25日に裁判官とバンダイの代理人とH社代理人が会合し、裁判官はH社に以下の命令をしました。5月15までに謝罪広告を掲載しろという事と、損害賠償金は一括で払えという事で、一応H社の社長は5月末までに全額を支払うという事を、裁判所に連絡してきたと聞いております。
その後、5月13日にH社が21世紀経済新聞報道に謝罪広告を掲載しました。更に5月16日に30万元が支払われ、5月末までには全額支払いはなかったものの、6月7日にはH社の全額の支払いを裁判所が確認し、トータル84万元全部支払われたということです。

その後裁判所から連絡があり、損害賠償金を引き渡すから受け取りに来て欲しい、セレモニーを行うと言われました。昨年、特別行動の期間でもあったので、海外の権利者に対してもちゃんと裁判所は公平に対応しているという事をアピールする目的もあった様に思いますが、マスコミを呼び比較的規模の大きいセレモニーが開催されました。　そのほかご紹介したい事としては、今回の訴訟は北京市の2010年知財訴訟の10大案例に選ばれ、また2010年の中国法院の知的財産権司法保護50の典型事例に選出された事です。

さて、謝罪広告で、どんな事が書いてあったかこちらの画面で紹介します。一連の訴訟経緯の説明と、判決が既に確定している事がまず述べられ、その上でH社はバンダイの著作権を侵害した製品を製造販売した、だからH社の行為はバンダイの権益を害し、経済的損害を与えたということ。H社はバンダイに対して心より謝罪する、そ

れから H 社は裁判所の判決を厳格に遵守し直ちに侵害行為を停止し賠償金を支払うと、そういった謝罪広告になります。

しかし、こういう謝罪広告を出しておきながら、未だに模倣品を作っているというのが H 社です。。

また、この画面は損害賠償金の引渡しセレモニーですが、第一中級法院の執行局、局長以下 5 名の方がいて、大々的に行われました。こちらの写真は賠償金の受取風景で、H 社が払った賠償金の小切手を拡大したプレートと、H 社の販売代理店が現金で払った分をあわせて受け取っています。席には多くのメディアが来ていまして、僕らをずっと眺めているという状況だったのですが、「やったぞ」というそういう感じでセレモニーは終わりました。

このセレモニーについては各種のネットサイトにも掲載されております。後で時間があれば北京 TV でニュースになったところをお見せいたします。

その後ですけれども、先ほど言いましたように、H 社は全然懲りておりません。そのため、2008 年に刑事立件されなかった案件に対し、調査申し立てをしました。要するに刑事立件再チャレンジを行おうとしています。2011 年 8 月 5 日に地方検察院に対して監督申立書を送付し、12 月に地方検察院が、地方公安への案件移送を決定したという状況です。

この移送の理由としては地方公安が刑事立件をするかどうか、実際には判断をしていない、要するにまだ地方公安のハンドリングの中にあるので検察としては手が出せないということです。検察院としては一旦移送し、この案件を刑事立件するのかしないのか決めさせる手続きをしないと検察としても手が出せないという事で、先月 2 月の 3 日に地方検察院から地方公安局へ案件移送が行われているという状況です。案件は今もまだ公安にあります。

ただ、刑事立件をしなかった公安ですので多分このままになる可能性もあるかと心配しておりまして、この点については模倣品対策室にご相談をし、必要があれば、応援を頂こうと考えております。何度か既に最高人民検察院に対しては手紙を出していただき、しっかり指導してくれという事を言って頂いておりますので、相手側の反応を注視しているところです。一応以上が民事訴訟がらみの話です。

さて、今後模倣品対策をどうするかという話なのですが、ご存知の通り日本は少子化で、我々のメインカスタマーであるお子様が減っている状況です。幸い日本国内の売り上げは弊社の場合好調ですので、今は何とかなっておりますが、やはりグローバルで食べていく必要があるということで、過去はグローバルと日本という２つの分け方で見ていましたが、今はグローバル自体を２つに分けて対応していこうと考えています。

これは１つは欧米という軸、もう１つはアジアという軸になります。

アジアに関して言うと、日本でヒットしたものはアジアでもほとんどヒットします。要するに感覚・感性が非常に近い。だから今後はもう日本でテレビ放映したら、ほぼ同時期にアジアではネット上で同じ映像を配信しようと。そしてそのタイミングで商品も供給し、それはネットや実際の店舗で販売するのですが、それをやれば、海賊版の入る余地もないですし、模倣品も出ないという事で、推進していく予定です。

過去は、アジアといえば、どちらかというと最後で、日本でやって、その後アメリカで商売し、ヨーロッパでやったあとアジアで売るという順番だったのですが、そこを変えましてアジアは日本と同時期に展開するように考えています。日経新聞でそういう話をしたところ、色々注目されているというように聞いております。

では今度ネットでコンテンツを配信する時に当然模倣品もネットで買われる事になるんですけれども、こちらの画面はタオバオでの現状です。ガンダムの中国名に相当する「高達」、それと「模型」という言葉で検索すると 4 万 4 千件あって、4 万 4 千件の内の人気上位 50 件を確認したところ、そのうち 42 件は模倣品、単純計算ですと模倣品率 84%という事で、汚染率が高い。ここを今後変えていかなくちゃいけないと思っております。

摘発の根拠としてはやはり「高達」の商標権、これはバンダイではなくて関係会社のサンライズが持っている商標です。

あとは今回の訴訟で勝ったパッケージの著作権侵害という両面から、ネットでの模倣品も阻止していこうと今考えている所です。

以上がバンダイの模倣品対策の内容です。最後に北京 TV に載ったビデオ映像をお見せしたいと思います。

以上でございます、ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）

ありがとうございました。それでは質問をお受けしたいと思います。

○トヨタ自動車　竹市氏

勉強になる話をありがとうございました。　民事訴訟のところなんですけども、刑事立件が出来なかったという理由に、2 つの法律の解釈の狭間があったという事ですが、民事訴訟のときに特にそれは論点にならなかったのでしょうか。

逆に言えば民事訴訟の場合、大体どんな点が議論になったのか、というのを差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○バンダイ　小薗江氏

H 社がどんな事を主張したかという点をまとめております。主張としては 4 点ほどありました。

著作権侵害に当たるか当たらないかに関してはあまり議論になっておりません。今回の訴訟の中で相手方がまず主張したのは「H 社はバンダイの知的財産権を侵害する製品を製造していたとは知らなかった」という点です。

H 社は韓国の顧客との契約の下でプラモデルセット製造を請け負った、販売を請け負っていない。そして韓国の顧客はパッケージと取り扱い説明書を H 社に提供したのだと、だから彼ら自身は著作権侵害行為はしていないという主張でした。

2 点目としては H 社が当該製品を製造している時点では、バンダイは中国での著作権登録は行っていなかった、だから、H 社がバンダイの著作権を侵害させる製品を製造していると気づく事は出来なかったと事を言っております。

3 点めは H 社が製造した全ての当該製品は地方公安に没収されて破壊されている、そうすると、その後にも売られている H 社の模倣品は何なのかと言うと、あれは別の会社の模倣品なんだと、我々は作っていないと、言っておりました。

最後は金型に関しては韓国の顧客が全て回収したなどということで、一応サインをしていない契約書も出してきて、これも説得力あるかどうか分からないですけれど、H 社には一切の責任はないといったような事を主張していました。

1 つだけ議論の中、心配した事は、確かに H 社を摘発した時に、著作権登録はそれ

なりにやっていましたが、摘発した商品はどれも当時新しかったため、まだその時点では著作権登録がされておりませんでした。摘発後に後追いで著作権登録をしており、この点を彼らは突いているのですけれども、この点は裁判所もクリアで、ベルヌ条約でバンダイが発表したときに無方式主義でもう著作権が成立しているため、中国での著作権登録が遅れていても有効だと判断をしています。後は民事訴訟ですので、刑事での議論についてはここでは出てきていませんが、民事上の著作権侵害についてはあまり反論が無かったということです。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
　その他何かございますでしょうか。

〇トヨタ自動車　竹市氏
去年の5月に急にH社が全額支払うと言ってきたのは何か理由があったんでしょうか。

〇バンダイ　小薗江氏
　分かりませんけども、多分H社じゃなくて裁判所として6月末までの特別行動期間があり、そこまでに執行局として何か成果を出したいという事がメインの理由だったんじゃないかと思います。
　我々としては、正直そんなに上手く行くというか、短期間で損害賠償等が取れるとは思っていなかったのですが、実際はあれよあれよという間に進んでいったというのが実感です。

〇ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
　ありがとうございます。その他何かございますでしょうか。よろしいですか。そうしましたらもう一度拍手をお願いいたします。ありがとうございました。
　それでは事務局からの連絡事項、繰返しになりますけれど、アンケートのほうご記入の上机のに置いていただくか、或いは周りのスタッフのほうにお預け頂ければと思います。
　最後に、冒頭にもご紹介しましたとおり、幹事を長きに渡ってお勤め頂きました、ニフコの土谷様が今回の会合をもってこ帰任となってしまいます。最後に一言ご挨拶を頂戴したいと思います。土谷様よろしくお願いいたします。

〇ニフコ　土谷氏
　今紹介頂きましたニフコの土谷でございます。
　この 4 月 1 日付けの辞令で日本に帰任する事になりました。上海に赴任したのは2010年の7月と、万博まっさかりの時期に赴任してまいりました。1年9ヶ月足らずの短い駐在となりましたが、その間に IPG の運営幹事をやらせていただきましたり、特許 WG のグループ長をやらして頂だいたりしまして、日本にいては出来ない経験を数多くさせていただきました。
　私は日本に帰任するのですけれども、後任の者は来ません。もともと上海で弊社の知財を担当していたのは私一人だったので、上海にはこれから弊社の知財を担当するものいなくなります。恐らく私が引き続き日本から出張ベースで仕事を続ける事になると思います。
　ですので、この IPG の全体会合も引き続き参加させて頂いて皆様方と一緒に色々勉

強させていただければなと思っております。今までありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所　宮原氏（司会）
　土屋様どうもありがとうございました。それでは以上を持ちまして本日の会合を終了させて頂きます。どうもお疲れ様でした。
　懇親会の方にご出席される場合には通常通りエレベーターの向こう側が、会場になりますので、そちらの方に移動して下さい。

以上